

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 令和元年10月25日提出 |
| 【計算期間】 | 第28特定期間（自平成31年1月26日 至 令和元年7月25日） |
| 【ファンド名】 | たんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型） |
| 【発行者名】 | アムンディ・ジャパン株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 ローラン・ベルティオ |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 石津 有希 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 |
| 【電話番号】 | 03-3593-6113 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、世界各国の上場株式を主要投資対象とする「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」（以下、「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信 / 内外 / 株式に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。ファンドの仕組みについては後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|---------|--------|---------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 |
| 追加型 | 国内 | 不動産投信 |
| | 海外 | その他資産（ ） |
| | | 資産複合 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|--------------|------------------|------------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル (日本を含む) | | |
| | 年2回 | 日本 | | |
| | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | あり () |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) | 欧州 | | |
| | 年12回 (毎月) | アジア | | |
| | 日々 | オセアニア | | |
| 不動産投信 | その他 () | 中南米 | ファンド・オブ ・ファンズ | なし |
| その他資産 (投資信託証券 (株式)) | | アフリカ | | |
| 資産複合 () | | 中近東 (中東) | | |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング | | |

* 属性区分に記載している為替ヘッジは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類および区分（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

商品分類の定義

| | |
|-------|--|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 内外 | 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 株式 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

属性区分の定義

| | |
|---------------------------|---|
| その他資産 （投資信託証券 （株式）） | 目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 年12回（毎月） | 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| グローバル （日本を含む） | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| ファミリーファンド | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| 為替ヘッジなし | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

* 商品分類表および属性区分表については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は500億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することが出来ます。

ファンドの特色

主に先進国の上場株式に投資します（新興国には投資しません）。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジは行いません。

配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目し、銘柄選択を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本とします。

毎月決算を行い、原則として、株式の配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。

資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

① 高い配当利回りと安定成長が期待できる銘柄に投資!

ファンドは、高い配当利回りが期待できる銘柄(好配当銘柄)に投資します。
好配当銘柄は、配当利回りが高いだけでなく、利益の安定成長による高い水準の配当が期待され、「安定した収益力」「割安な株価」等から魅力的な投資対象と考えられます。



世界的な超低金利環境のもと、各資産の利回りが低下する中、好配当株式の配当利回りは魅力的な水準と考えられます。

マザーファンドと各資産の利回り比較



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

世界リート：S&Pグローバルリート・インデックス、日本リート：東証REIT指数、世界株式：MSCIワールド・インデックス、日本株式：TOPIX（東証株価指数）、世界国債：ブルームバーグ・パークレイズ世界国債インデックスを使用。世界リート、日本リート、世界株式、日本株式は12ヵ月予想配当利回り。

*マザーファンドの予想配当利回りは、ブルームバーグのデータを基にアムンディ・ジャパン株式会社が各銘柄の当会計年度の予想DPS(1株当たり配当金)を2019年8月末の株価で割って算出しています。市況動向等によっては、実際のファンドの配当利回りと大きく異なる場合があります。

【当資料で使用した指数の権利について】

■S&Pグローバルリート・インデックスは、S&P Dow Jones Indices LLCの登録商標です。

■TOPIX(東証株価指数)をはじめとする株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)が算出・公表する株価指数(以下「TOPIX等」といいます。)は、東証の知的財産であり、TOPIX等の算出、数値の公表、利用などTOPIX等に関する権利は東証が所有しています。

■MSCIの各インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

■ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーの商標およびサービスマークです。パークレイズは、ライセンスに基づき使用されているパークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

●上記内容は作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

② 世界好配当株式の安定的な配当と成長に着目！

ファンドは主に先進国の上場株式に投資します（新興国には投資しません）。
好配当銘柄には、公益、生活必需品、金融、ヘルスケアなどの生活インフラ関連業種が多く、
安定した成長と配当が期待できます。

【主な生活インフラ関連業種】

公益
(電力、ガスなど)生活必需品
(食料、飲料など)金融
(銀行、保険など)ヘルスケア
(医薬品など)

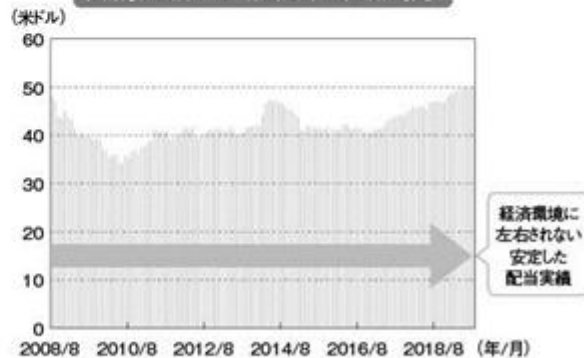
上記業種は、一般的に収益が景気サイクルの影響を受けにくく、
株価の安定成長が期待できる業種であるといわれています。
特定業種への集中投資は避け、主にこれらの業種に分散投資する
ことで、中長期的に安定した収益確保を目指します。

◆上記業種の企業の場合でも、投資対象市場の政治・経済情勢や
国際情勢の変化により、株価が安定的に上昇しない場合があります。

期間：2008年8月末～2019年8月末、月次。

出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。世界好配当株式：MSCI世界高配当インデックス(米ドルベース)を使用。
上記グラフは、MSCI世界高配当インデックス(米ドルベース)の12ヵ月1株当たり配当(グロス)を示しています。したがってファンドの分配実績とは異なります。
使用した指数の権利については、4ページの【当資料で使用した指数の権利について】をご確認ください。

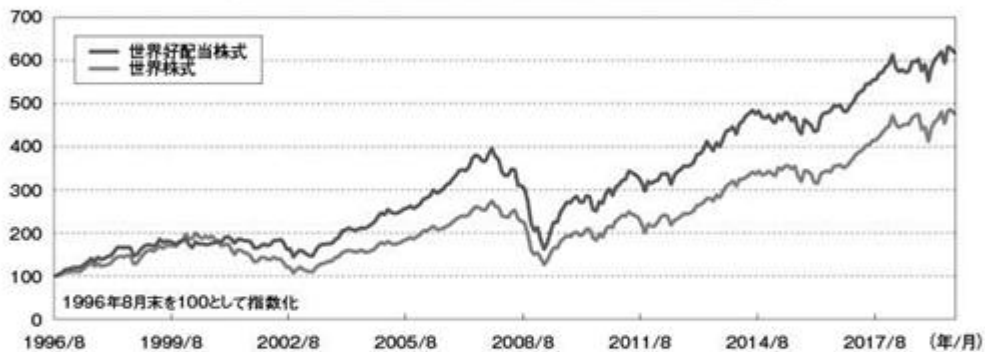
世界好配当株式の1株当たり配当金額の推移



③ 世界好配当株式のパフォーマンスに注目！

世界好配当株式は、長期にわたり世界株式を上回るパフォーマンスを維持しています。

世界好配当株式と世界株式のパフォーマンス推移



期間：1996年8月末～2019年8月末、月次。出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

世界好配当株式：MSCI世界高配当インデックス(米ドルベース)、世界株式：MSCIワールド・インデックス(米ドルベース)、を使用。いずれもトータルリターン。
使用した指数の権利については、4ページの【当資料で使用した指数の権利について】をご確認ください。

- 上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- 上記内容は作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成17年8月5日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式 で運用を行います。

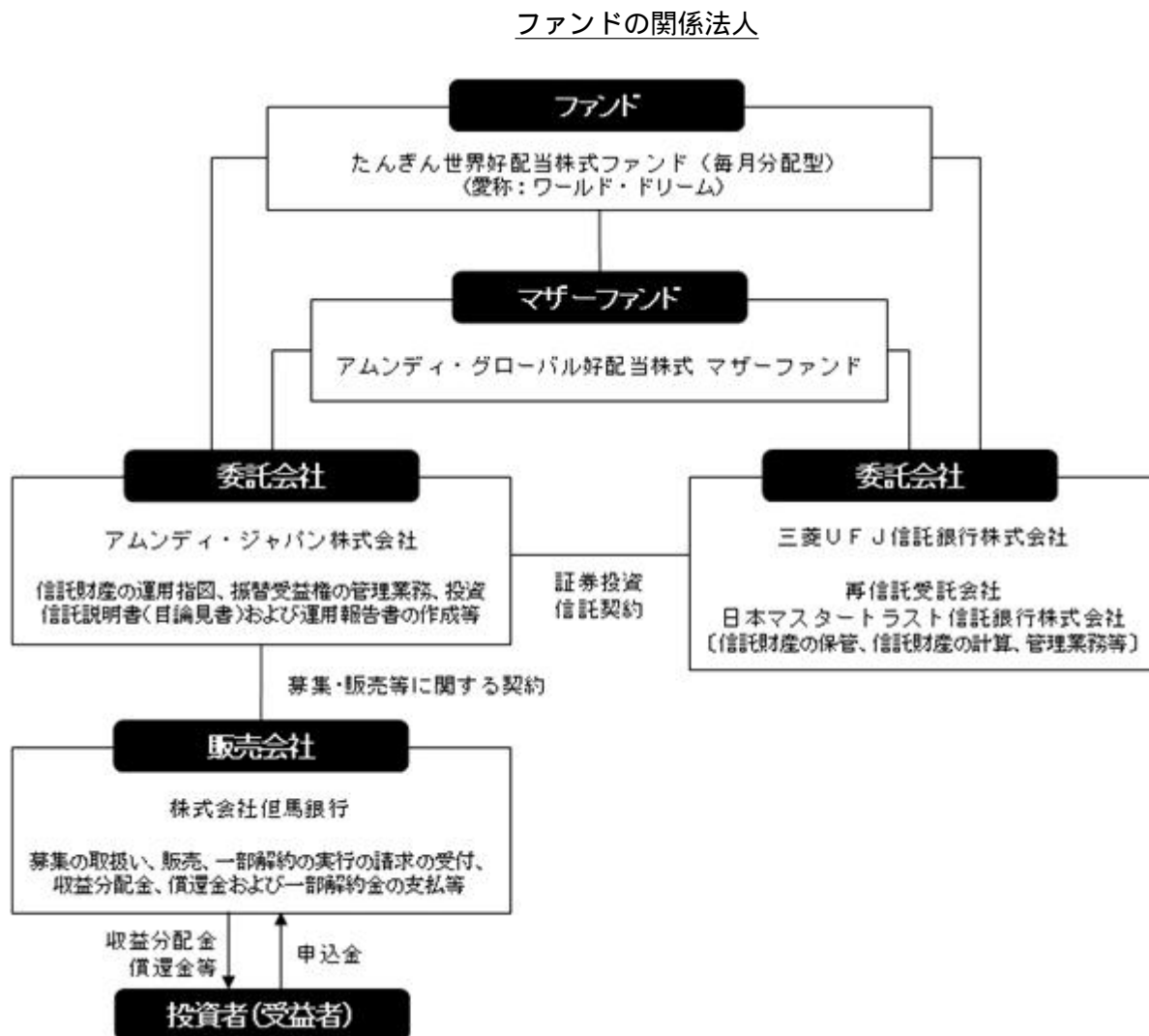
ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

<イメージ図>



資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



各契約の概要

| 各契約の種類 | 契約の概要 |
|--|--|
| 募集・販売等に関する契約 | 委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約 |
| 証券投資信託契約 （証券投資信託にかかる信託契約 （信託約款）） | 委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約 |

委託会社の概況

| | | | | |
|------------|---|-------------------|------------|------|
| 名称等 | アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号） | | | |
| 資本金の額 | 12億円 | | | |
| 会社の沿革 | <p>昭和46年11月22日 山一投資コンサルティング株式会社設立</p> <p>昭和55年 1月 4日 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更</p> <p>平成10年 1月28日 ソシエテ・ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる</p> <p>平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更</p> <p>平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得</p> <p>平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更</p> <p>平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う</p> <p>平成22年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更</p> | | | |
| 大株主 の状況 | 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
| | アムンディ・ジャパンホールディング株式会社 | 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 | 2,400,000株 | 100% |

（本書作成日現在）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

投資態度

- (イ)「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」への投資を通じて、MSCIワールド・インデックスの採用国・地域における上場株式を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。このほか、世界各国の株式等に直接投資することがあります。
- (ロ) 配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目した銘柄選択により、先進国を中心とした世界各国の好配当株式に分散投資を行います。
- (ハ) 株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。
- (ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

ファンドの運用プロセス

ファンドの主要投資対象のマザーファンドにおける運用プロセスは、以下の通りです。



資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5)有価証券店頭指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (6)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第１条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第２条第１項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (9)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、主として「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券

- (e) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- (f) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- (h) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記(a)から(k)の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (n) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (o) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (p) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- (q) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (t) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (u) 外国の者に対する権利で前記(t)の有価証券の性質を有するもの
- (v) 投資事業有限責任組合契約に基づく権利または組合契約もしくは匿名組合契約であって投資事業有限責任組合契約に類するものとして金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものに基づく権利をいいます。
- (w) 外国の法令に基づく契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前記(e)の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(f)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

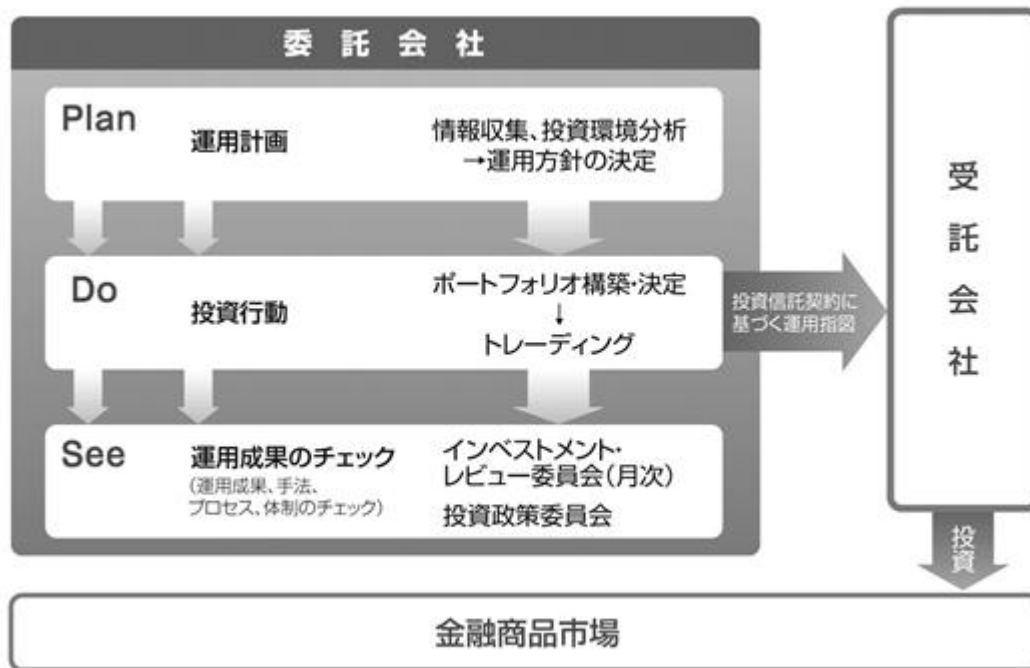
その他

- (a) 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- (b) わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。
- (c) わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- (d) わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- (e) スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (f) 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (g) 信託財産に属する株式および公社債を貸付けることができます。なお、必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。
- (h) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



* 委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、
投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・ コンプライアンス・マニュアル
- ・ 運用担当者服務規程
- ・ リスク管理体制に関する規程
- ・ デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・ 運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

（a）分配対象額

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。

（b）分配対象額についての分配方針

収益分配額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（c）収益分配にあてず、信託財産に留保した利益（留保益）の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

（d）留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

収益分配金の交付

「分配金受取りコース」をお申込みの場合、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社において行うものとします。なお、「分配金受取りコース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

◎収益分配金に関する留意事項

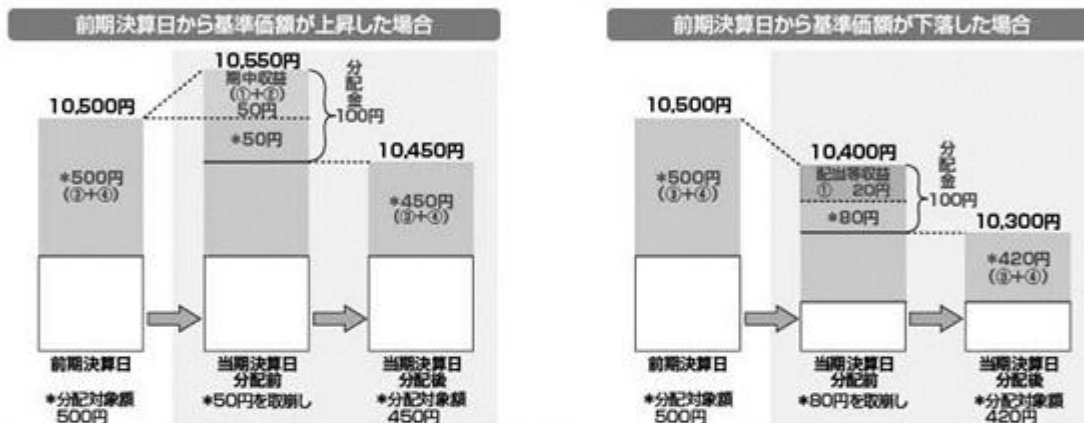
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

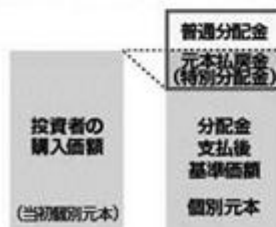


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

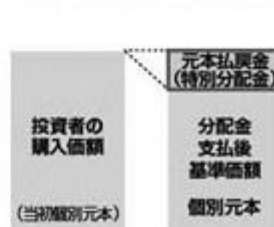
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

信託約款に基づく主な投資制限

- (イ) マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- (ロ) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- (ハ) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (ニ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ト) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(チ) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(リ) 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(ヌ) 投資信託証券(マザーファンドを除く)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

法令等に基づく投資制限

同一法人の発行する株式の投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

<参考情報>

アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンドについて

1 運用の基本方針

信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 投資方針

(1) 投資対象

世界各国の上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

M S C Iワールド・インデックスの採用国・地域における上場株式を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目した銘柄選択により、先進国を中心とした世界各国の好配当株式に分散投資を行います。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）にかかる権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資の対象とする有価証券

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前記20. の有価証券の性質を有するもの
22. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利または組合契約もしくは匿名組合契約であって投資事業有限責任組合契約に類するものとして金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものに基づく権利をいいます。
23. 外国の法令に基づく契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

4 投資制限

- (a) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (b) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (d) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (e) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (f) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (g) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合、もしくは財務状況の悪化等により社債の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。また、市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことや市場環境の悪化により売買価格が著しく低下することがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドの繰上償還

ファンドは、信託財産の純資産総額が5億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

ファミリーファンド方式の留意点

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があります、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドにおよぶ可能性があります。

分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 委託会社のリスク管理について

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

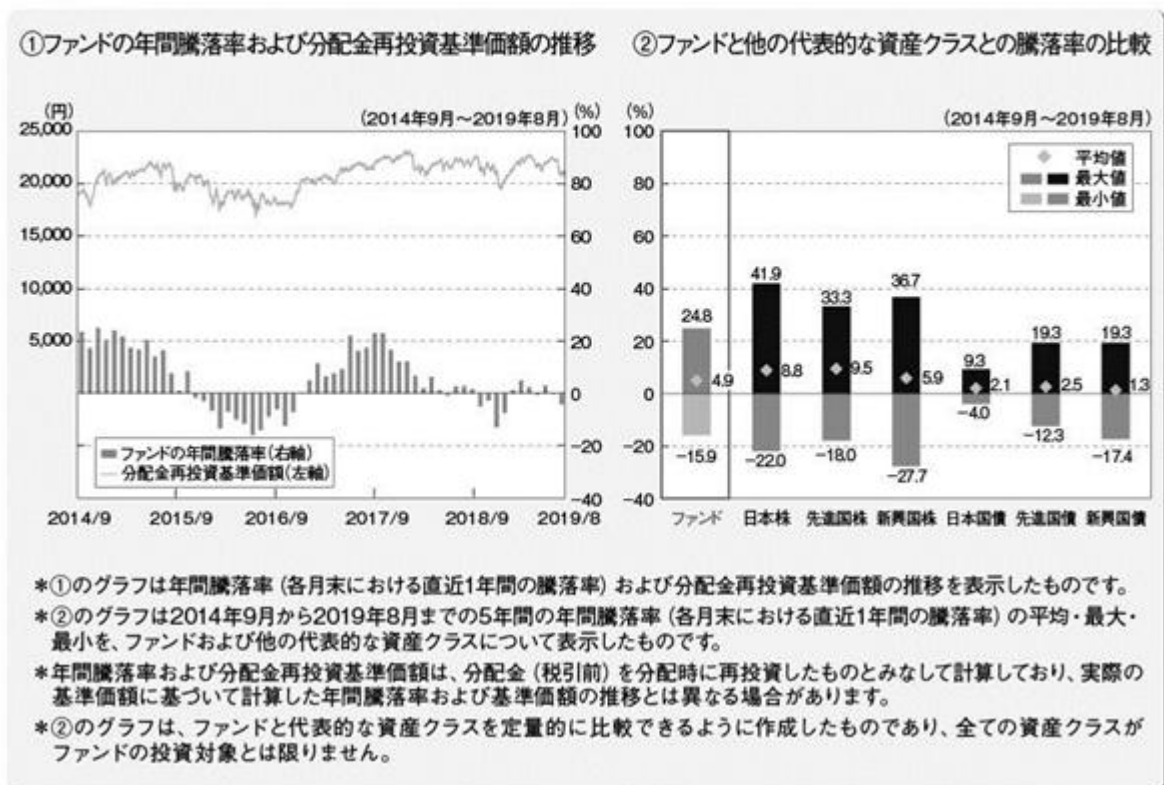
・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）



○各資産クラスの指数について

| | |
|---|--|
| 日本株 | 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) |
| 東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの高標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの高標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの高標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。 | |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース) |
| MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。 | |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース) |
| MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。 | |
| 日本国債 | NOMURA-BPI 国債 |
| NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。 | |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) |
| FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 | |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EM グローバル・ディバースィファイド (円ベース) |
| JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。 | |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

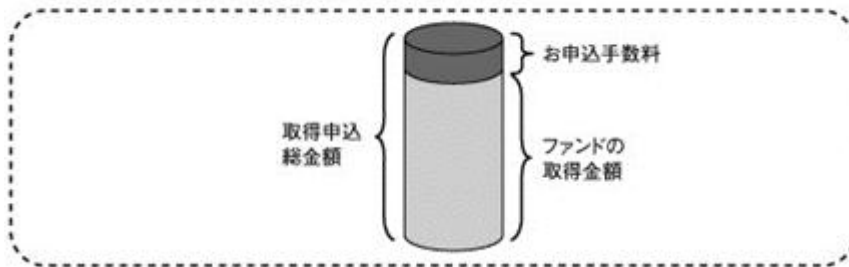
4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には申込手数料はありません。

| 料率上限（本書作成日現在） | 役務の内容 |
|---------------|--|
| 3.3%（税抜3.0%） | 商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。 |

<取得申込時にお支払いいただく金額>



(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

ただし、一部解約の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%を乗じて得た、信託財産留保額 が控除されます。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.177%（税抜1.0700%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

| (信託報酬の配分) | | (年率) |
|-----------|------------|---|
| 支払先 | 料率 | 役務の内容 |
| 委託会社 | 0.50% (税抜) | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価 |
| 販売会社 | 0.50% (税抜) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 |
| 受託会社 | 0.07% (税抜) | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、特定資産の価格等の調査に要する費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立て替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。委託会社は、前記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計算し、委託会社が定めた時期に当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2019年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。また、2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

個人の受益者に対する課税

- 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。なお、原則として、申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。
- 換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

| | |
|----|-------------------------------------|
| 税率 | 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） |
|----|-------------------------------------|

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還

損を含みます。)の損益通算(特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。)をすることができます(当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。)。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

(注)ファンドは、配当控除は適用されません。

*公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置(ジュニアNISA)もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます(地方税の源泉徴収はありません。)

源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

| | |
|----|-------------------------------|
| 税率 | 15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%) |
|----|-------------------------------|

(注)ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

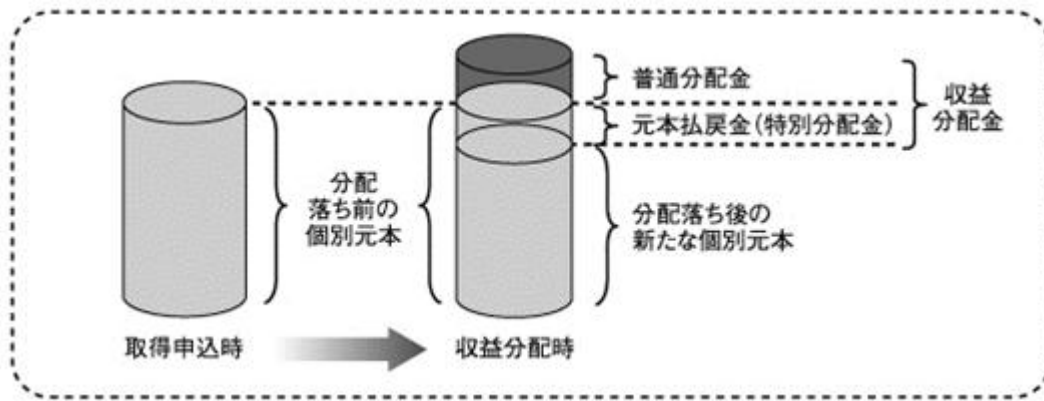
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等(申込手数料は含まれません。)が受益者の元本(個別元本)に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から前記元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2019年8月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 2,007,598,563 | 99.43 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 11,307,232 | 0.56 |
| 合計（純資産総額） | | 2,018,905,795 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

<参考情報>

「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------------|---------------|---------|
| 株式 | 日本 | 250,468,820 | 3.85 |
| | アメリカ | 1,212,300,569 | 18.65 |
| | カナダ | 531,519,666 | 8.18 |
| | ドイツ | 197,021,405 | 3.03 |
| | イタリア | 240,440,684 | 3.70 |
| | フランス | 293,364,220 | 4.51 |
| | オーストラリア | 667,103,772 | 10.26 |
| | イギリス | 818,670,315 | 12.60 |
| | スイス | 366,887,392 | 5.64 |
| | バミューダ | 52,479,843 | 0.80 |
| | 香港 | 46,420,256 | 0.71 |
| | シンガポール | 173,896,358 | 2.67 |
| | ニュージーランド | 213,251,576 | 3.28 |
| | オランダ | 111,976,768 | 1.72 |
| | スペイン | 308,412,759 | 4.74 |
| | ベルギー | 37,710,373 | 0.58 |
| | スウェーデン | 51,509,554 | 0.79 |
| | ノルウェー | 279,324,843 | 4.29 |
| | オーストリア | 69,712,694 | 1.07 |
| | ルクセンブルク | 37,628,049 | 0.57 |
| | フィンランド | 233,334,148 | 3.59 |
| | デンマーク | 45,098,390 | 0.69 |
| | アイルランド | 42,705,790 | 0.65 |
| ポルトガル | 30,082,898 | 0.46 | |
| ケイマン諸島 | 27,083,955 | 0.41 | |
| ジャージー | 27,491,165 | 0.42 | |
| ガーンジー | 16,227,753 | 0.24 | |
| 小計 | | 6,382,124,015 | 98.23 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 114,840,923 | 1.76 |

| | | |
|-----------|---------------|--------|
| 合計(純資産総額) | 6,496,964,938 | 100.00 |
|-----------|---------------|--------|

その他の資産の投資状況

| 種類 | 国/ 地域 | 取引所 | 資産名 | 買建/売建 | 数量 | 通貨 | 帳簿価額 (現地通貨) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------|----------|----------|--------------|-------|----|-----|----------------|------------|-----------------|
| 株価指数先物取引 | アメリカ | シカゴ商業取引所 | S&P500 EMINI | 買建 | 6 | 米ドル | 893,635.86 | 93,472,944 | 1.43 |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
場で評価しております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 口数 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|----------|---------------|-----------------------------|-------------|-------------------|---------------|------------------|---------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド | 809,058,823 | 2.4336 | 1,968,925,551 | 2.4814 | 2,007,598,563 | 99.43 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

| 国内/外国 | 種類 | 投資比率(%) |
|-------|-----------|---------|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 99.43 |
| 合計 | | 99.43 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

< 参考情報 >

「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄(評価額上位30銘柄)

| 順位 | 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 株式数 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|--------------|----|------------------------------------|------------------------|---------|-------------------|-------------|------------------|-------------|-----------------|
| 1 | イギリス | 株式 | GLAXOSMITHKLINE | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 56,597 | 2,051.53 | 116,110,873 | 2,216.74 | 125,461,394 | 1.93 |
| 2 | オランダ | 株式 | UNILEVER NV | 食品・生活必需品小売り | 17,112 | 5,747.08 | 98,344,078 | 6,543.75 | 111,976,768 | 1.72 |
| 3 | ニュー ジーランド | 株式 | MERIDIAN ENERGY LTD | 公益事業 | 304,591 | 213.37 | 64,993,018 | 327.44 | 99,737,713 | 1.53 |
| 4 | フランス | 株式 | TOTAL SA | エネルギー | 18,695 | 5,670.47 | 106,009,622 | 5,293.34 | 98,959,178 | 1.52 |
| 5 | イタリア | 株式 | ENEL | 公益事業 | 123,758 | 553.44 | 68,493,759 | 780.12 | 96,546,357 | 1.48 |
| 6 | スイス | 株式 | ZURICH INSURANCE GROUP AG | 保険 | 2,535 | 32,997.43 | 83,648,492 | 37,732.92 | 95,652,967 | 1.47 |
| 7 | アメリカ | 株式 | AT&T | 電気通信サービス | 25,216 | 3,125.66 | 78,816,783 | 3,742.06 | 94,360,011 | 1.45 |
| 8 | 日本 | 株式 | キヤノン | 電気機器 | 33,600 | 3,162.33 | 106,254,288 | 2,761.00 | 92,769,600 | 1.42 |
| 9 | オースト ラリア | 株式 | SONIC HEALTHCARE LTD | ヘルスケア機器・サービス | 44,128 | 1,639.89 | 72,365,410 | 2,081.54 | 91,854,479 | 1.41 |
| 10 | スイス | 株式 | NOVARTIS 'R' | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 8,740 | 8,347.65 | 72,958,519 | 9,476.37 | 82,823,556 | 1.27 |
| 11 | ニュー ジーランド | 株式 | SPARK NEW ZEALAND LTD | 電気通信サービス | 278,773 | 273.09 | 76,132,069 | 293.22 | 81,743,770 | 1.25 |
| 12 | フィンラ ンド | 株式 | FORTUM OYJ | 公益事業 | 34,261 | 2,167.92 | 74,275,137 | 2,344.36 | 80,320,320 | 1.23 |
| 13 | 日本 | 株式 | 三井物産 | 卸売業 | 47,300 | 1,747.00 | 82,633,100 | 1,663.00 | 78,659,900 | 1.21 |
| 14 | アメリカ | 株式 | DTE ENERGY | 公益事業 | 5,600 | 12,420.68 | 69,555,853 | 13,837.67 | 77,490,956 | 1.19 |
| 15 | アメリカ | 株式 | DUKE ENERGY CORP | 公益事業 | 7,807 | 9,235.40 | 72,100,806 | 9,875.22 | 77,095,917 | 1.18 |
| 16 | カナダ | 株式 | TRANSALTA RENEWABLES INC | 公益事業 | 73,400 | 891.62 | 65,445,223 | 1,046.23 | 76,793,766 | 1.18 |
| 17 | アメリカ | 株式 | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC | 食品・飲料・タバコ | 9,701 | 8,947.96 | 86,804,189 | 7,741.77 | 75,102,922 | 1.15 |
| 18 | オースト ラリア | 株式 | TELSTRA CORP LTD | 電気通信サービス | 283,905 | 209.01 | 59,340,006 | 261.98 | 74,378,226 | 1.14 |
| 19 | オースト ラリア | 株式 | COCA-COLA AMATIL | 食品・飲料・タバコ | 95,849 | 727.96 | 69,775,062 | 775.92 | 74,371,846 | 1.14 |
| 20 | イタリア | 株式 | SNAM SPA | 公益事業 | 133,191 | 449.58 | 59,880,257 | 548.62 | 73,072,087 | 1.12 |
| 21 | イギリス | 株式 | ASTRAZENECA | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 7,538 | 8,028.48 | 60,518,748 | 9,550.93 | 71,994,925 | 1.10 |
| 22 | オースト ラリア | 株式 | WESTPAC BANKING | 銀行 | 36,056 | 1,863.94 | 67,206,336 | 1,978.47 | 71,335,757 | 1.09 |
| 23 | スイス | 株式 | NESTLE 'R' | 食品・飲料・タバコ | 5,799 | 9,130.11 | 52,945,547 | 11,898.06 | 68,996,855 | 1.06 |
| 24 | ドイツ | 株式 | MUNCH.RUCK.REGD. | 保険 | 2,641 | 22,379.10 | 59,103,222 | 25,713.91 | 67,910,457 | 1.04 |
| 25 | ノル ウェー | 株式 | EQUINOR ASA | エネルギー | 37,341 | 2,267.85 | 84,684,160 | 1,807.85 | 67,507,244 | 1.03 |
| 26 | イギリス | 株式 | ADMIRAL GROUP PLC | 保険 | 24,500 | 2,609.16 | 63,924,459 | 2,749.21 | 67,355,792 | 1.03 |
| 27 | イギリス | 株式 | HSBC HOLDINGS PLC | 銀行 | 88,000 | 894.26 | 78,695,144 | 761.95 | 67,052,084 | 1.03 |
| 28 | フィンラ ンド | 株式 | CITYCON OYJ | 不動産 | 58,000 | 1,030.43 | 59,765,450 | 1,155.12 | 66,997,342 | 1.03 |
| 29 | アメリカ | 株式 | CONSOLIDATED EDISON | 公益事業 | 7,116 | 8,233.61 | 58,590,414 | 9,384.44 | 66,779,739 | 1.02 |
| 30 | カナダ | 株式 | BCE INC | 電気通信サービス | 13,100 | 4,502.18 | 58,978,584 | 5,030.90 | 65,904,894 | 1.01 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

| 国内/外国 | 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|-------------|-------|------------------------|---------|
| 国内 | 株式 | 電気機器 | 1.42 |
| | | 輸送用機器 | 0.11 |
| | | 卸売業 | 2.06 |
| | | 銀行業 | 0.24 |
| 外国 | 株式 | エネルギー | 6.02 |
| | | 素材 | 0.38 |
| | | 資本財 | 0.63 |
| | | 商業・専門サービス | 0.19 |
| | | 運輸 | 2.97 |
| | | 自動車・自動車部品 | 0.63 |
| | | 耐久消費財・アパレル | 0.50 |
| | | 消費者サービス | 0.46 |
| | | メディア・娯楽 | 0.97 |
| | | 小売 | 0.97 |
| | | 食品・生活必需品小売り | 2.01 |
| | | 食品・飲料・タバコ | 8.53 |
| | | ヘルスケア機器・サービス | 1.89 |
| | | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 6.07 |
| | | 銀行 | 8.60 |
| | | 各種金融 | 2.95 |
| | | 保険 | 10.28 |
| | | 不動産 | 1.90 |
| | | ソフトウェア・サービス | 1.80 |
| | | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 1.50 |
| 電気通信サービス | 10.22 | | |
| 公益事業 | 21.34 | | |
| 半導体・半導体製造装置 | 3.43 | | |
| 合計 | | | 98.23 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

| 種類 | 国/地域 | 取引所 | 資産名 | 買建/売建 | 数量 | 通貨 | 帳簿価額 (現地通貨) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------|------|----------|--------------|-------|----|-----|----------------|------------|-----------------|
| 株価指数先物取引 | アメリカ | シカゴ商業取引所 | S&P500 EMINI | 買建 | 6 | 米ドル | 893,635.86 | 93,472,944 | 1.43 |

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年8月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 期間 | 純資産総額 (分配落)(円) | 純資産総額 (分配付)(円) | 1口当たり 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たり 純資産額 (分配付)(円) |
|------------------------|-------------------|-------------------|---------------------------|---------------------------|
| 第9特定期間末 (2010年 1月25日) | 8,749,780,739 | 8,793,915,421 | 0.5948 | 0.5978 |
| 第10特定期間末 (2010年 7月26日) | 7,713,527,545 | 7,754,969,885 | 0.5584 | 0.5614 |
| 第11特定期間末 (2011年 1月25日) | 7,017,045,203 | 7,053,553,176 | 0.5766 | 0.5796 |
| 第12特定期間末 (2011年 7月25日) | 5,992,647,446 | 6,024,671,236 | 0.5614 | 0.5644 |
| 第13特定期間末 (2012年 1月25日) | 4,896,103,741 | 4,925,362,837 | 0.5020 | 0.5050 |
| 第14特定期間末 (2012年 7月25日) | 4,512,343,620 | 4,539,722,358 | 0.4944 | 0.4974 |
| 第15特定期間末 (2013年 1月25日) | 5,451,698,144 | 5,477,117,970 | 0.6434 | 0.6464 |
| 第16特定期間末 (2013年 7月25日) | 5,255,325,106 | 5,276,855,230 | 0.7323 | 0.7353 |
| 第17特定期間末 (2014年 1月27日) | 4,825,419,663 | 4,844,079,189 | 0.7758 | 0.7788 |
| 第18特定期間末 (2014年 7月25日) | 4,701,815,280 | 4,718,390,758 | 0.8510 | 0.8540 |
| 第19特定期間末 (2015年 1月26日) | 4,483,253,163 | 4,498,046,523 | 0.9092 | 0.9122 |
| 第20特定期間末 (2015年 7月27日) | 4,057,475,034 | 4,070,420,622 | 0.9403 | 0.9433 |
| 第21特定期間末 (2016年 1月25日) | 3,235,783,473 | 3,247,958,708 | 0.7973 | 0.8003 |
| 第22特定期間末 (2016年 7月25日) | 3,114,668,264 | 3,126,402,368 | 0.7963 | 0.7993 |
| 第23特定期間末 (2017年 1月25日) | 3,033,356,134 | 3,044,353,124 | 0.8275 | 0.8305 |
| 第24特定期間末 (2017年 7月25日) | 2,844,995,081 | 2,854,765,681 | 0.8735 | 0.8765 |
| 第25特定期間末 (2018年 1月25日) | 2,710,874,639 | 2,719,892,915 | 0.9018 | 0.9048 |
| 第26特定期間末 (2018年 7月25日) | 2,415,149,374 | 2,423,666,036 | 0.8507 | 0.8537 |
| 第27特定期間末 (2019年 1月25日) | 2,121,592,448 | 2,129,732,927 | 0.7819 | 0.7849 |
| 第28特定期間末 (2019年 7月25日) | 2,142,671,342 | 2,150,497,182 | 0.8214 | 0.8244 |
| 2018年 8月末日 | 2,395,947,221 | - | 0.8488 | - |
| 9月末日 | 2,398,497,923 | - | 0.8622 | - |
| 10月末日 | 2,235,432,651 | - | 0.8074 | - |
| 11月末日 | 2,266,372,931 | - | 0.8239 | - |
| 12月末日 | 2,046,743,522 | - | 0.7481 | - |
| 2019年 1月末日 | 2,137,728,912 | - | 0.7873 | - |
| 2月末日 | 2,214,774,784 | - | 0.8216 | - |
| 3月末日 | 2,209,942,263 | - | 0.8266 | - |
| 4月末日 | 2,195,000,320 | - | 0.8350 | - |
| 5月末日 | 2,084,916,925 | - | 0.7920 | - |
| 6月末日 | 2,138,437,468 | - | 0.8169 | - |
| 7月末日 | 2,125,883,093 | - | 0.8150 | - |
| 8月末日 | 2,018,905,795 | - | 0.7767 | - |

(注) 純資産総額(分配付)及び1口当たり純資産額(分配付)は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

【分配の推移】

| | 期間 | 1口当たり分配金（円） |
|---------|--------------------------------|-------------|
| 第9特定期間 | 自 2009年 7月28日 至 2010年 1月25日 | 0.0180 |
| 第10特定期間 | 自 2010年 1月26日 至 2010年 7月26日 | 0.0180 |
| 第11特定期間 | 自 2010年 7月27日 至 2011年 1月25日 | 0.0180 |
| 第12特定期間 | 自 2011年 1月26日 至 2011年 7月25日 | 0.0180 |
| 第13特定期間 | 自 2011年 7月26日 至 2012年 1月25日 | 0.0180 |
| 第14特定期間 | 自 2012年 1月26日 至 2012年 7月25日 | 0.0180 |
| 第15特定期間 | 自 2012年 7月26日 至 2013年 1月25日 | 0.0180 |
| 第16特定期間 | 自 2013年 1月26日 至 2013年 7月25日 | 0.0180 |
| 第17特定期間 | 自 2013年 7月26日 至 2014年 1月27日 | 0.0180 |
| 第18特定期間 | 自 2014年 1月28日 至 2014年 7月25日 | 0.0180 |
| 第19特定期間 | 自 2014年 7月26日 至 2015年 1月26日 | 0.0180 |
| 第20特定期間 | 自 2015年 1月27日 至 2015年 7月27日 | 0.0180 |
| 第21特定期間 | 自 2015年 7月28日 至 2016年 1月25日 | 0.0180 |
| 第22特定期間 | 自 2016年 1月26日 至 2016年 7月25日 | 0.0180 |
| 第23特定期間 | 自 2016年 7月26日 至 2017年 1月25日 | 0.0180 |
| 第24特定期間 | 自 2017年 1月26日 至 2017年 7月25日 | 0.0180 |
| 第25特定期間 | 自 2017年 7月26日 至 2018年 1月25日 | 0.0180 |
| 第26特定期間 | 自 2018年 1月26日 至 2018年 7月25日 | 0.0180 |
| 第27特定期間 | 自 2018年 7月26日 至 2019年 1月25日 | 0.0180 |
| 第28特定期間 | 自 2019年 1月26日 至 2019年 7月25日 | 0.0180 |

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

| 期間 | | 収益率(%) |
|---------|--------------------------------|--------|
| 第9特定期間 | 自 2009年 7月28日 至 2010年 1月25日 | 8.1 |
| 第10特定期間 | 自 2010年 1月26日 至 2010年 7月26日 | 3.1 |
| 第11特定期間 | 自 2010年 7月27日 至 2011年 1月25日 | 6.5 |
| 第12特定期間 | 自 2011年 1月26日 至 2011年 7月25日 | 0.5 |
| 第13特定期間 | 自 2011年 7月26日 至 2012年 1月25日 | 7.4 |
| 第14特定期間 | 自 2012年 1月26日 至 2012年 7月25日 | 2.1 |
| 第15特定期間 | 自 2012年 7月26日 至 2013年 1月25日 | 33.8 |
| 第16特定期間 | 自 2013年 1月26日 至 2013年 7月25日 | 16.6 |
| 第17特定期間 | 自 2013年 7月26日 至 2014年 1月27日 | 8.4 |
| 第18特定期間 | 自 2014年 1月28日 至 2014年 7月25日 | 12.0 |
| 第19特定期間 | 自 2014年 7月26日 至 2015年 1月26日 | 9.0 |
| 第20特定期間 | 自 2015年 1月27日 至 2015年 7月27日 | 5.4 |
| 第21特定期間 | 自 2015年 7月28日 至 2016年 1月25日 | 13.3 |
| 第22特定期間 | 自 2016年 1月26日 至 2016年 7月25日 | 2.1 |
| 第23特定期間 | 自 2016年 7月26日 至 2017年 1月25日 | 6.2 |
| 第24特定期間 | 自 2017年 1月26日 至 2017年 7月25日 | 7.7 |
| 第25特定期間 | 自 2017年 7月26日 至 2018年 1月25日 | 5.3 |
| 第26特定期間 | 自 2018年 1月26日 至 2018年 7月25日 | 3.7 |
| 第27特定期間 | 自 2018年 7月26日 至 2019年 1月25日 | 6.0 |
| 第28特定期間 | 自 2019年 1月26日 至 2019年 7月25日 | 7.4 |

（注1）収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

（注2）収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期間 | | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---------|--------------------------------|-------------|---------------|----------------|
| 第9特定期間 | 自 2009年 7月28日 至 2010年 1月25日 | 594,664,773 | 666,908,477 | 14,711,560,808 |
| 第10特定期間 | 自 2010年 1月26日 至 2010年 7月26日 | 163,742,208 | 1,061,189,431 | 13,814,113,585 |
| 第11特定期間 | 自 2010年 7月27日 至 2011年 1月25日 | 77,565,032 | 1,722,354,136 | 12,169,324,481 |
| 第12特定期間 | 自 2011年 1月26日 至 2011年 7月25日 | 80,253,337 | 1,574,980,864 | 10,674,596,954 |
| 第13特定期間 | 自 2011年 7月26日 至 2012年 1月25日 | 97,957,643 | 1,019,522,294 | 9,753,032,303 |
| 第14特定期間 | 自 2012年 1月26日 至 2012年 7月25日 | 80,387,459 | 707,173,587 | 9,126,246,175 |
| 第15特定期間 | 自 2012年 7月26日 至 2013年 1月25日 | 209,987,676 | 862,958,376 | 8,473,275,475 |
| 第16特定期間 | 自 2013年 1月26日 至 2013年 7月25日 | 239,254,135 | 1,535,821,447 | 7,176,708,163 |
| 第17特定期間 | 自 2013年 7月26日 至 2014年 1月27日 | 173,334,553 | 1,130,200,546 | 6,219,842,170 |
| 第18特定期間 | 自 2014年 1月28日 至 2014年 7月25日 | 111,024,849 | 805,707,585 | 5,525,159,434 |
| 第19特定期間 | 自 2014年 7月26日 至 2015年 1月26日 | 124,443,898 | 718,483,209 | 4,931,120,123 |
| 第20特定期間 | 自 2015年 1月27日 至 2015年 7月27日 | 59,782,557 | 675,706,578 | 4,315,196,102 |
| 第21特定期間 | 自 2015年 7月28日 至 2016年 1月25日 | 25,147,526 | 281,931,874 | 4,058,411,754 |
| 第22特定期間 | 自 2016年 1月26日 至 2016年 7月25日 | 22,118,295 | 169,161,759 | 3,911,368,290 |
| 第23特定期間 | 自 2016年 7月26日 至 2017年 1月25日 | 35,355,287 | 281,060,105 | 3,665,663,472 |
| 第24特定期間 | 自 2017年 1月26日 至 2017年 7月25日 | 22,160,106 | 430,956,600 | 3,256,866,978 |
| 第25特定期間 | 自 2017年 7月26日 至 2018年 1月25日 | 33,534,040 | 284,308,886 | 3,006,092,132 |
| 第26特定期間 | 自 2018年 1月26日 至 2018年 7月25日 | 52,386,415 | 219,591,170 | 2,838,887,377 |
| 第27特定期間 | 自 2018年 7月26日 至 2019年 1月25日 | 41,222,563 | 166,616,903 | 2,713,493,037 |
| 第28特定期間 | 自 2019年 1月26日 至 2019年 7月25日 | 46,839,763 | 151,719,273 | 2,608,613,527 |

(注) 全て本邦内におけるものです。

（参考情報）

運用実績

2019年8月末日現在

基準価額・純資産の推移、分配の推移



※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

■基準価額と純資産総額■

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 7,767円 |
| 純資産総額 | 20.2億円 |

■分配の推移■

| 決算日 | 分配金(円) |
|------------------|--------|
| 162期(2019年4月25日) | 30 |
| 163期(2019年5月27日) | 30 |
| 164期(2019年6月25日) | 30 |
| 165期(2019年7月25日) | 30 |
| 166期(2019年8月26日) | 30 |
| 直近1年間累計 | 360 |
| 設定来累計 | 8,870 |

※分配金は1万円当たり・税引前です。
※直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄および業種別配分の内訳はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

■資産配分■

| 資産 | 比率(%) |
|------|--------|
| 国内株式 | 3.83 |
| 外国株式 | 93.85 |
| 現金・他 | 2.32 |
| 合計 | 100.00 |

※上記比率は四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。
※比率は純資産総額に対する実質組入割合です。

■その他の資産■

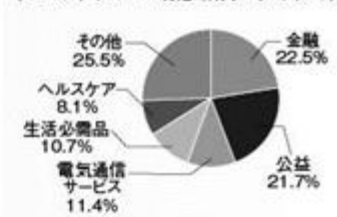
| 資産 | 比率(%) |
|----|-------|
| 先物 | 1.43 |

■組入上位10銘柄■(アムンディグローバル好配当株式マザーファンド)

| 銘柄名 | 業種* | 組入割合(%) |
|----------------|----------|---------|
| 1 グラクソ・スミスクライン | ヘルスケア | 1.9 |
| 2 ユニリーバ | 生活必需品 | 1.7 |
| 3 メリディアン・エナジー | 公益 | 1.5 |
| 4 トタル | その他 | 1.5 |
| 5 イタリア電力公社 | 公益 | 1.5 |
| 6 チューリッヒ保険会社 | 金融 | 1.5 |
| 7 AT&T | 電気通信サービス | 1.5 |
| 8 キヤノン | その他 | 1.4 |
| 9 ソニック・ヘルスケア | ヘルスケア | 1.4 |
| 10 ノバルティス | ヘルスケア | 1.3 |

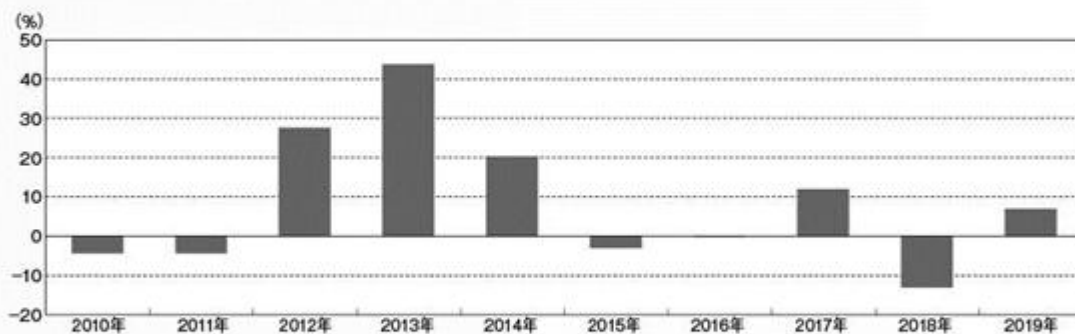
*業種分類は、当社が独自に定めた分類方法で表示しております。
※純資産比はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

■業種別配分■*(アムンディグローバル好配当株式マザーファンド)



*業種分類は、当社が独自に定めた分類方法で表示しております。
※上記比率は、マザーファンドの組入有価証券評価額に対する割合です。四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。
※2019年は年初から8月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。

ファンドの取得申込みを行う取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込総金額をお申込みの販売会社に支払うものとし、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

| 申込コース | 申込単位 |
|-----------|-----------|
| 分配金再投資コース | 1万円以上1円単位 |
| 分配金受取りコース | 1万円以上1円単位 |

詳しくは販売会社へお問合せください。

- (4) 取得申込時には、申込手数料をご負担いただくものとし、ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を制限

または中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

| 申込コース | 解約単位 |
|-----------|------|
| 分配金再投資コース | 1口単位 |
| 分配金受取りコース | 1口単位 |

ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日の場合には、解約請求のお申込みは受けられません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みのお受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに解約請求のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

- (2) 解約価額は、解約請求のお申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。解約価額は、販売会社または委託会社（前記1 申込（販売）手続等（2）のお問合せ先にご照会ください。）に問合わせるにより知ることができます。

$$\text{解約価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額} = \text{基準価額} - (\text{基準価額} \times 0.3\%)$$

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、解約請求の合計がその解約請求受付日において5億円を超える場合あるいは受益権の総口数の10%を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、一部解約の実行の請求の受付を制限または中止すること、およびすでに受付けた申込みの取消することができるものとします。
- (6) 前記(5)により一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

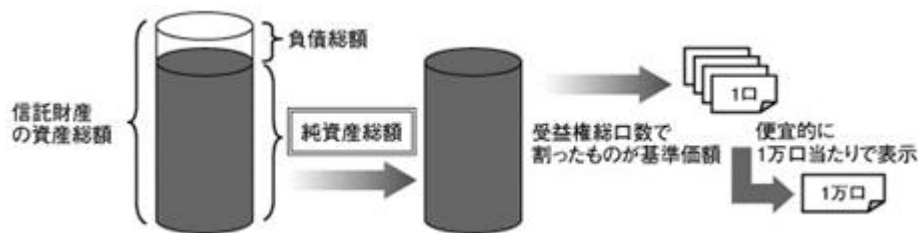
基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|---------------------|--------------------------------------|
| 株式 | 原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。 |
| 外貨建資産 | 原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。 |
| 予約為替 | 原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。 |
| 株価指数先物取引 | 原則として、基準価額計算日 に取引所が発表する清算値段で評価します。 |
| 投資信託受益証券 （親投資信託） | 原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。 |

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。お問合せ先につきましては、前記「1 申込（販売）手続等（2）」をご参照ください。

基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は便宜上1万口当たりて表示されます。

追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了」をご覧ください。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。

前記 にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

償還金

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)から販売会社でお支払いします。

信託約款の変更

(イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

(ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ニ)の規定にしたがいます。

(ヘ) (ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1ヵ年とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎年1月、7月の計算期間末ごとおよび償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

信託の終了

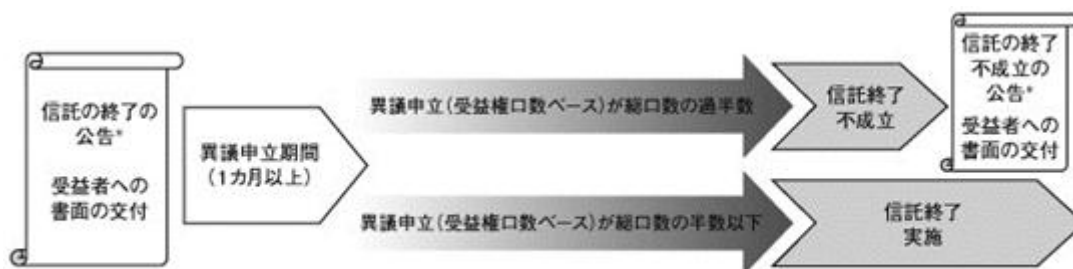
(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A 信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回るようになったとき
- B 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告

し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

< 信託の終了の手続 >



*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(ロ) (イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「 信託約款の変更 (二) 」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 前記「 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い 」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎年1月および7月の決算日経過後3ヵ月以内に提出します。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されま

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28特定期間(平成31年1月26日から令和元年7月25日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

たんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第27特定期間末 (平成31年 1月25日) | 第28特定期間末 (令和元年 7月25日) |
|-----------------|---------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 23,281,200 | - |
| コール・ローン | - | 24,557,459 |
| 親投資信託受益証券 | 2,106,064,114 | 2,128,808,145 |
| 未収入金 | 10,000,000 | - |
| 流動資産合計 | 2,139,345,314 | 2,153,365,604 |
| 資産合計 | 2,139,345,314 | 2,153,365,604 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 8,140,479 | 7,825,840 |
| 未払解約金 | 6,742,992 | - |
| 未払受託者報酬 | 133,236 | 133,182 |
| 未払委託者報酬 | 1,903,384 | 1,902,590 |
| 未払利息 | - | 65 |
| その他未払費用 | 832,775 | 832,585 |
| 流動負債合計 | 17,752,866 | 10,694,262 |
| 負債合計 | 17,752,866 | 10,694,262 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,713,493,037 | 2,608,613,527 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 591,900,589 | 465,942,185 |
| (分配準備積立金) | 115,626,476 | 117,028,419 |
| 元本等合計 | 2,121,592,448 | 2,142,671,342 |
| 純資産合計 | 2,121,592,448 | 2,142,671,342 |
| 負債純資産合計 | 2,139,345,314 | 2,153,365,604 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 第27特定期間 自 平成30年 7月26日 至 平成31年 1月25日 | 第28特定期間 自 平成31年 1月26日 至 令和元年 7月25日 |
|---|---|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 126,431,943 | 168,644,031 |
| 営業収益合計 | 126,431,943 | 168,644,031 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 5,135 | 6,887 |
| 受託者報酬 | 866,731 | 812,927 |
| 委託者報酬 | 12,381,779 | 11,613,143 |
| その他費用 | 837,604 | 835,035 |
| 営業費用合計 | 14,091,249 | 13,267,992 |
| 営業利益又は営業損失() | 140,523,192 | 155,376,039 |
| 経常利益又は経常損失() | 140,523,192 | 155,376,039 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 140,523,192 | 155,376,039 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 654,802 | 2,017,157 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 423,738,003 | 591,900,589 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 29,642,458 | 28,634,978 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 29,642,458 | 28,634,978 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 6,898,921 | 8,517,469 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 6,898,921 | 8,517,469 |
| 分配金 | 49,728,129 | 47,517,987 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 591,900,589 | 465,942,185 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
|-----------------|--|

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第27特定期間末 (平成31年 1月25日) | 第28特定期間末 (令和元年 7月25日) |
|---------------------|---|---|
| 1. 期首元本額 | 2,838,887,377円 | 2,713,493,037円 |
| 期中追加設定元本額 | 41,222,563円 | 46,839,763円 |
| 期中一部解約元本額 | 166,616,903円 | 151,719,273円 |
| 2. 特定期間末日における受益権の総数 | 2,713,493,037口 | 2,608,613,527口 |
| 3. 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は591,900,589円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は465,942,185円であります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第27特定期間 自 平成30年 7月26日 至 平成31年 1月25日 | | 第28特定期間 自 平成31年 1月26日 至 令和元年 7月25日 | |
|---|--------------------------------------|---|--------------------------------------|
| 分配金の計算過程 (平成30年7月26日から平成30年8月27日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額221,125,500円(1万口当たり783円)のうち8,466,225円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 | | 分配金の計算過程 (平成31年1月26日から平成31年2月25日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額202,369,118円(1万口当たり751円)のうち8,081,974円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 | |
| A | 費用控除後の配当等収益額 7,781,209円 | A | 費用控除後の配当等収益額 8,299,762円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 |
| C | 収益調整金額 81,521,862円 | C | 収益調整金額 79,342,128円 |
| D | 分配準備積立金額 131,822,429円 | D | 分配準備積立金額 114,727,228円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 221,125,500円 | E | 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 202,369,118円 |
| F | 当ファンドの期末残存受益権口数 2,822,075,010口 | F | 当ファンドの期末残存受益権口数 2,693,991,478口 |
| G | 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 783円 | G | 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 751円 |
| H | 1万口当たり分配金額 30円 | H | 1万口当たり分配金額 30円 |
| I | 分配金額 (F × H / 10,000) 8,466,225円 | I | 分配金額 (F × H / 10,000) 8,081,974円 |
| (平成30年8月28日から平成30年9月25日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額217,718,372円(1万口当たり780円)のうち8,372,796円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 | | (平成31年2月26日から平成31年3月25日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額198,911,396円(1万口当たり746円)のうち7,997,693円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 | |
| A | 費用控除後の配当等収益額 7,325,825円 | A | 費用控除後の配当等収益額 6,577,406円 |

| | | |
|---|-------------------------------|----------------|
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 |
| C | 収益調整金額 | 80,724,524円 |
| D | 分配準備積立金額 | 129,668,023円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） | 217,718,372円 |
| F | 当ファンドの期末残存受益権口数 | 2,790,932,208口 |
| G | 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） | 780円 |
| H | 1万口当たり分配金額 | 30円 |
| I | 分配金額（F × H / 10,000） | 8,372,796円 |

（平成30年9月26日から平成30年10月25日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額213,436,230円（1万口当たり771円）のうち8,301,391円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

| | | |
|---|-------------------------------|----------------|
| A | 費用控除後の配当等収益額 | 5,749,688円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 |
| C | 収益調整金額 | 80,850,397円 |
| D | 分配準備積立金額 | 126,836,145円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） | 213,436,230円 |
| F | 当ファンドの期末残存受益権口数 | 2,767,130,468口 |
| G | 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） | 771円 |
| H | 1万口当たり分配金額 | 30円 |
| I | 分配金額（F × H / 10,000） | 8,301,391円 |

（平成30年10月26日から平成30年11月26日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額211,880,758円（1万口当たり770円）のうち8,249,832円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

| | | |
|---|-------------------------------|----------------|
| A | 費用控除後の配当等収益額 | 7,988,465円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 |
| C | 収益調整金額 | 80,456,132円 |
| D | 分配準備積立金額 | 123,436,161円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） | 211,880,758円 |
| F | 当ファンドの期末残存受益権口数 | 2,749,944,214口 |
| G | 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） | 770円 |
| H | 1万口当たり分配金額 | 30円 |
| I | 分配金額（F × H / 10,000） | 8,249,832円 |

（平成30年11月27日から平成30年12月25日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額207,405,043円（1万口当たり759円）のうち8,197,406円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

| | | |
|---|--------------|------------|
| A | 費用控除後の配当等収益額 | 5,023,784円 |
|---|--------------|------------|

| | | |
|---|-------------------------------|----------------|
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 |
| C | 収益調整金額 | 78,755,189円 |
| D | 分配準備積立金額 | 113,578,801円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） | 198,911,396円 |
| F | 当ファンドの期末残存受益権口数 | 2,665,897,874口 |
| G | 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） | 746円 |
| H | 1万口当たり分配金額 | 30円 |
| I | 分配金額（F × H / 10,000） | 7,997,693円 |

（平成31年3月26日から平成31年4月25日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額200,435,757円（1万口当たり762円）のうち7,883,201円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

| | | |
|---|-------------------------------|----------------|
| A | 費用控除後の配当等収益額 | 12,140,697円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 |
| C | 収益調整金額 | 78,195,834円 |
| D | 分配準備積立金額 | 110,099,226円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） | 200,435,757円 |
| F | 当ファンドの期末残存受益権口数 | 2,627,733,970口 |
| G | 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） | 762円 |
| H | 1万口当たり分配金額 | 30円 |
| I | 分配金額（F × H / 10,000） | 7,883,201円 |

（平成31年4月26日から令和元年5月27日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額205,650,747円（1万口当たり782円）のうち7,880,892円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

| | | |
|---|-------------------------------|----------------|
| A | 費用控除後の配当等収益額 | 13,136,699円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 |
| C | 収益調整金額 | 78,298,662円 |
| D | 分配準備積立金額 | 114,215,386円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） | 205,650,747円 |
| F | 当ファンドの期末残存受益権口数 | 2,626,964,175口 |
| G | 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） | 782円 |
| H | 1万口当たり分配金額 | 30円 |
| I | 分配金額（F × H / 10,000） | 7,880,892円 |

（令和元年5月28日から令和元年6月25日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額205,782,093円（1万口当たり786円）のうち7,848,387円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

| | | |
|---|--------------|------------|
| A | 費用控除後の配当等収益額 | 8,779,914円 |
|---|--------------|------------|

| | | | | | |
|---|---------------------------|----------------|--|---------------------------|----------------|
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 |
| C | 収益調整金額 | 80,055,060円 | C | 収益調整金額 | 78,358,963円 |
| D | 分配準備積立金額 | 122,326,199円 | D | 分配準備積立金額 | 118,643,216円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) | 207,405,043円 | E | 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) | 205,782,093円 |
| F | 当ファンドの期末残存受益権口数 | 2,732,468,691口 | F | 当ファンドの期末残存受益権口数 | 2,616,129,184口 |
| G | 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) | 759円 | G | 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) | 786円 |
| H | 1万口当たり分配金額 | 30円 | H | 1万口当たり分配金額 | 30円 |
| I | 分配金額(F×H/10,000) | 8,197,406円 | I | 分配金額(F×H/10,000) | 7,848,387円 |
| <p>(平成30年12月26日から平成31年1月25日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における分配対象収益額203,580,860円(1万口当たり750円)のうち8,140,479円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> | | | <p>(令和元年6月26日から令和元年7月25日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における分配対象収益額203,697,660円(1万口当たり780円)のうち7,825,840円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> | | |
| A | 費用控除後の配当等収益額 | 5,713,894円 | A | 費用控除後の配当等収益額 | 6,262,994円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 |
| C | 収益調整金額 | 79,813,905円 | C | 収益調整金額 | 78,843,401円 |
| D | 分配準備積立金額 | 118,053,061円 | D | 分配準備積立金額 | 118,591,265円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) | 203,580,860円 | E | 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) | 203,697,660円 |
| F | 当ファンドの期末残存受益権口数 | 2,713,493,037口 | F | 当ファンドの期末残存受益権口数 | 2,608,613,527口 |
| G | 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) | 750円 | G | 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) | 780円 |
| H | 1万口当たり分配金額 | 30円 | H | 1万口当たり分配金額 | 30円 |
| I | 分配金額(F×H/10,000) | 8,140,479円 | I | 分配金額(F×H/10,000) | 7,825,840円 |

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第27特定期間 | 第28特定期間 |
|-----------------|--|---------------------------|
| | 自平成30年7月26日 至平成31年1月25日 | 自平成31年1月26日 至令和元年7月25日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。 | 同左 |

| | | |
|---------------------------------|--|----|
| <p>2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク</p> | <p>当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。</p> <p>当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。</p> <p>親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。株価指数先物取引は、運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的に行っております。為替予約取引は、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。</p> <p>株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価指数の変動による価格変動リスクであります。また、一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。</p> | 同左 |
| <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> | <p>リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。</p> <p>デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。</p> | 同左 |

・金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第27特定期間末 (平成31年1月25日) | 第28特定期間末 (令和元年 7月25日) |
|--|---|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 | <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> | <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 第27特定期間末 (平成31年 1月25日) | 第28特定期間末 (令和元年 7月25日) |
|-----------|---------------------------|---------------------------|
| | 最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) | 最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 125,152,412 | 18,828,910 |
| 合計 | 125,152,412 | 18,828,910 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

第27特定期間末（平成31年1月25日）

該当事項はありません。

第28特定期間末（令和元年 7月25日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第27特定期間（自 平成30年7月26日 至 平成31年1月25日）

該当事項はありません。

第28特定期間（自 平成31年1月26日 至 令和元年7月25日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

| | 第27特定期間末 （平成31年 1月25日） | 第28特定期間末 （令和元年 7月25日） |
|---------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額） | 0.7819円 （7,819円） | 0.8214円 （8,214円） |

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---------------|--------------|-----------------------------|-------------|---------------|---------------|
| 親投資信託 受益証券 | 日本円 | アムンディ・グローバル好配 当株式マザーファンド | 815,104,394 | 2,128,808,145 | |
| | | | 815,104,394 | 2,128,808,145 | |
| | | 銘柄数 組入時価比率 | 1 99.4% | 100.0% | |
| | 親投資信託受益証券 合計 | | | | 2,128,808,145 |
| 合計 | | | | 2,128,808,145 | |

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

| | （平成31年 1月25日） | （令和元年 7月25日） |
|-------------|---------------|---------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 51,609,226 | 47,986,948 |
| 金銭信託 | 34,378,726 | |
| コール・ローン | | 15,583,798 |
| 株式 | 6,833,728,119 | 6,843,093,221 |
| 派生商品評価勘定 | 3,492,058 | 1,415,147 |
| 未収配当金 | 12,470,835 | 15,052,815 |
| 差入委託証拠金 | 17,553,030 | 16,082,978 |
| 流動資産合計 | 6,953,231,994 | 6,939,214,907 |
| 資産合計 | 6,953,231,994 | 6,939,214,907 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 1,838 | |
| 未払解約金 | 20,000,000 | 20,000,000 |
| 未払利息 | | 41 |
| 流動負債合計 | 20,001,838 | 20,000,041 |
| 負債合計 | 20,001,838 | 20,000,041 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,869,156,072 | 2,649,330,368 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 4,064,074,084 | 4,269,884,498 |
| 元本等合計 | 6,933,230,156 | 6,919,214,866 |
| 純資産合計 | 6,933,230,156 | 6,919,214,866 |
| 負債純資産合計 | 6,953,231,994 | 6,939,214,907 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。 |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (平成31年 1月25日) | (令和元年 7月25日) |
|--|---|---|
| 1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 3,227,758,621円 | 2,869,156,072円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 14,932,233円 | 2,052,764円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 373,534,782円 | 221,878,468円 |
| 同期末における元本の内訳 たんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型） アムンディ・世界好配当株式ファンド（毎月分配型） アムンディ・世界好配当株式VA（適格機関投資家専用） 合計 | 871,534,912円 1,965,385,714円 32,235,446円 2,869,156,072円 | 815,104,394円 1,812,250,448円 21,975,526円 2,649,330,368円 |
| 2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数 | 2,869,156,072口 | 2,649,330,368口 |

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自 平成30年 7月26日 至 平成31年 1月25日 | 自 平成31年 1月26日 至 令和元年 7月25日 |
|--------------------------|--|-------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）I.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 同上 | 同左 |

.金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | （平成31年 1月25日） | （令和元年 7月25日） |
|--|--|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 | （1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （2）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （3）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 | （1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （2）有価証券 同左 （3）デリバティブ取引 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）.金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | （平成31年 1月25日） | （令和元年 7月25日） |
|----|------------------------|------------------------|
| | 当期間の損益に 含まれた評価差額(円) | 当期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
| 株式 | 6,178,981 | 477,164,356 |
| 合計 | 6,178,981 | 477,164,356 |

（注）当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（平成30年11月27日から平成31年1月25日及び平成30年11月27日から令和元年7月25日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

（平成31年1月25日）

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
|------|----------------|------------|-------|------------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買建 | | | | |
| | S&P500 EMINI | 68,791,486 | | 72,283,544 | 3,492,058 |
| | 合計 | 68,791,486 | | 72,283,544 | 3,492,058 |

（令和元年7月25日）

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
|------|----------------|------------|-------|------------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買建 | | | | |
| | S&P500 EMINI | 63,997,790 | | 65,399,509 | 1,401,719 |
| | 合計 | 63,997,790 | | 65,399,509 | 1,401,719 |

（注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日（本報告書における開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

通貨関連

（平成31年1月25日）

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | | 時価 （円） | 評価損益 （円） |
|-----------|--------------|-----------|-------|-----------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 | | | | |
| | 米ドル | 3,000,000 | | 3,001,258 | 1,258 |
| | ユーロ | 3,000,000 | | 3,000,580 | 580 |
| | 合計 | 6,000,000 | | 6,001,838 | 1,838 |

（令和元年7月25日）

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | | 時価 （円） | 評価損益 （円） |
|-----------|--------------|------------|-------|-----------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 | | | | |
| | ユーロ | 10,000,000 | | 9,986,572 | 13,428 |
| | 合計 | 10,000,000 | | 9,986,572 | 13,428 |

（注）時価の算定方法

- 原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成30年7月26日 至平成31年1月25日）

該当事項はありません。

（自平成31年1月26日 至令和元年7月25日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

| | （平成31年 1月25日） | （令和元年 7月25日） |
|--------------|---------------|--------------|
| 1口当たり純資産額 | 2.4165円 | 2.6117円 |
| （1万口当たり純資産額） | （24,165円） | （26,117円） |

(3) 附属明細表
第1 有価証券明細表
株式

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 | |
|-----|---------------------------------|---------------|-------------|-------------|---|--|
| | | | 単価 | 金額 | | |
| 日本円 | キヤノン | 33,600 | 3,036.00 | 102,009,600 | | |
| | 日産自動車 | 11,300 | 765.60 | 8,651,280 | | |
| | 三井物産 | 47,300 | 1,783.50 | 84,359,550 | | |
| | 住友商事 | 34,800 | 1,628.50 | 56,671,800 | | |
| | あおぞら銀行 | 6,600 | 2,554.00 | 16,856,400 | | |
| | 小計 | 銘柄数 組入時価比率 | 5 3.9% | | 268,548,630 3.9% | |
| 米ドル | EXXON MOBIL | 6,200 | 75.36 | 467,232.00 | | |
| | OCCIDENTAL PTL. | 2,900 | 52.05 | 150,945.00 | | |
| | ONEOK INC | 1,800 | 68.43 | 123,174.00 | | |
| | TRITON INTERNATIONAL LTD/BER | 3,800 | 34.27 | 130,226.00 | | |
| | COVANTA HOLDING CORP | 14,100 | 17.36 | 244,776.00 | | |
| | APTIV PLC | 3,100 | 83.68 | 259,408.00 | | |
| | LAS VEGAS SANDS CORP | 1,900 | 64.93 | 123,367.00 | | |
| | BUCKLE INC/THE | 4,000 | 20.99 | 83,960.00 | | |
| | ALTRIA GROUP INCO. | 14,501 | 49.78 | 721,859.78 | | |
| | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC | 9,701 | 85.02 | 824,779.02 | | |
| | ABBVIE INC | 2,200 | 67.46 | 148,412.00 | | |
| | PFIZER | 7,000 | 42.89 | 300,230.00 | | |
| | CAPITOL FEDERAL FINANCIAL IN | 22,500 | 14.01 | 315,225.00 | | |
| | NY.CMTY.BANC. | 17,600 | 10.90 | 191,840.00 | | |
| | ORITANI FINANCIAL CORP | 20,400 | 17.77 | 362,508.00 | | |
| | ARTISAN PARTNERS ASSET MA -A | 8,800 | 29.75 | 261,800.00 | | |
| | CME GROUP INC | 400 | 201.64 | 80,656.00 | | |
| | MOELIS & CO - CLASS A | 6,600 | 35.93 | 237,138.00 | | |
| | AUTOMATIC DATA PROC. | 1,400 | 167.21 | 234,094.00 | | |
| | DXC TECHNOLOGY CO | 1,500 | 56.50 | 84,750.00 | | |
| | LEIDOS HOLDINGS INC | 1,800 | 81.60 | 146,880.00 | | |
| | CORNING | 3,700 | 33.82 | 125,134.00 | | |
| | SEAGATE TECHNOLOGY | 8,200 | 48.93 | 401,226.00 | | |
| | AT&T | 25,216 | 33.24 | 838,179.84 | | |
| | AMER.ELEC.PWR. | 4,726 | 89.61 | 423,496.86 | | |
| | CONSOLIDATED EDISON | 7,116 | 86.53 | 615,747.48 | | |
| | DTE ENERGY | 5,600 | 127.71 | 715,176.00 | | |
| | DUKE ENERGY CORP | 7,807 | 87.18 | 680,614.26 | | |
| | PATTERN ENERGY GROUP INC | 13,300 | 23.48 | 312,284.00 | | |
| | PINNACLE WEST CAP. | 5,345 | 91.80 | 490,671.00 | | |
| | PPL | 5,200 | 30.32 | 157,664.00 | | |
| | WEC ENERGY GROUP INC | 6,048 | 85.80 | 518,918.40 | | |
| | ANALOG DEVICES INC | 1,400 | 124.64 | 174,496.00 | | |
| | CYPRESS SEMICONDUCTOR CORP | 9,800 | 22.71 | 222,558.00 | | |
| | INTEL | 8,700 | 52.92 | 460,404.00 | | |
| | KLA CORP | 2,400 | 142.65 | 342,360.00 | | |
| | MAXIM INTEGRATED PRODUCTS INC | 12,800 | 65.34 | 836,352.00 | | |
| | QUALCOMM INC | 4,900 | 75.87 | 371,763.00 | | |
| | 小計 | 銘柄数 組入時価比率 | 38 20.6% | | 13,180,304.64 (1,426,372,568) 20.8% | |

| | | | | | |
|-------------------------|--------------------------------------|---------|------------|-------------------------------|--|
| カナダドル | VERMILION ENERGY INC | 8,000 | 25.88 | 207,040.00 | |
| | EXCHANGE INCOME CORP | 5,700 | 38.83 | 221,331.00 | |
| | ROGERS SUGAR INC | 66,500 | 5.62 | 373,730.00 | |
| | MEDICAL FACILITIES CORP | 33,500 | 12.12 | 406,020.00 | |
| | SIENNA SENIOR LIVING INC | 8,700 | 19.83 | 172,521.00 | |
| | CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE | 7,200 | 103.87 | 747,864.00 | |
| | TIMBERCREEK FINANCIAL CORP | 39,700 | 9.69 | 384,693.00 | |
| | TORONTO-DOMINION BANK | 8,700 | 77.53 | 674,511.00 | |
| | AGF MANAGEMENT LTD-CLASS B | 78,800 | 5.27 | 415,276.00 | |
| | ALARIS ROYALTY CORP | 13,100 | 20.53 | 268,943.00 | |
| | IGM FINANCIAL INC | 3,400 | 37.11 | 126,174.00 | |
| | BCE INC | 13,100 | 60.17 | 788,227.00 | |
| | ALTAGAS LTD | 5,400 | 20.71 | 111,834.00 | |
| | NORTHLAND POWER INC | 23,400 | 25.49 | 596,466.00 | |
| | SUPERIOR PLUS CORP | 13,200 | 13.39 | 176,748.00 | |
| | TRANSALTA RENEWABLES INC | 73,400 | 13.93 | 1,022,462.00 | |
| | VALENER INC | 24,800 | 25.83 | 640,584.00 | |
| 小計 | 銘柄数 | 17 | | 7,334,424.00 (604,063,160) | |
| | 組入時価比率 | 8.7% | | 8.8% | |
| ユーロ | ENAGAS SA | 24,900 | 19.46 | 484,678.50 | |
| | ENI | 6,182 | 14.41 | 89,107.34 | |
| | REPSOL SA | 25,616 | 14.29 | 366,052.64 | |
| | SNAM SPA | 133,191 | 4.64 | 618,006.24 | |
| | TOTAL SA | 18,695 | 48.45 | 905,772.75 | |
| | NAVIGATOR CO SA/THE | 34,116 | 3.27 | 111,764.01 | |
| | CRAMO OYJ | 8,406 | 8.29 | 69,685.74 | |
| | PORR AG | 4,723 | 20.50 | 96,821.50 | |
| | OESTERREICHISCHE POST AG | 7,472 | 30.85 | 230,511.20 | |
| | DAIMLER AG (REGISTERED) | 2,779 | 49.21 | 136,768.48 | |
| | NOS SGPS | 28,858 | 5.82 | 168,097.85 | |
| | RTL GROUP | 7,460 | 45.42 | 338,833.20 | |
| | UNILEVER NV | 17,112 | 53.89 | 922,165.68 | |
| | EBRO FOODS SA | 29,000 | 18.82 | 545,780.00 | |
| | SANOFI | 5,022 | 75.73 | 380,316.06 | |
| | AURELIUS EQUITY OPPORTUNITIE | 3,247 | 37.44 | 121,567.68 | |
| | AXA | 22,197 | 23.54 | 522,517.38 | |
| | HANNOVER RUECK SE | 2,608 | 143.00 | 372,944.00 | |
| | MAPFRE SA | 37,502 | 2.71 | 101,855.43 | |
| | MUNCH.RUCK.REGD. | 2,641 | 223.90 | 591,319.90 | |
| | SAMPO 'A' | 9,111 | 39.20 | 357,151.20 | |
| | UNIQA INSURANCE GROUP AG | 32,894 | 8.26 | 271,868.91 | |
| | CITYCON OYJ | 58,000 | 9.22 | 534,760.00 | |
| | DIC ASSET AG | 18,032 | 10.46 | 188,614.72 | |
| | NEXITY | 2,968 | 43.84 | 130,117.12 | |
| | TIETOENATOR | 11,000 | 23.30 | 256,300.00 | |
| | NEOPOST | 4,094 | 18.50 | 75,739.00 | |
| | FREENET AG | 7,888 | 17.98 | 141,826.24 | |
| | ORANGE | 29,128 | 13.15 | 383,178.84 | |
| | PROXIMUS | 12,043 | 25.64 | 308,782.52 | |
| | TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG | 57,000 | 2.24 | 127,680.00 | |
| | TELEFONICA SA | 46,320 | 7.28 | 337,302.24 | |
| | ENDESA | 21,337 | 22.84 | 487,337.08 | |
| | ENEL | 123,758 | 6.33 | 783,388.14 | |
| ENGIE | 14,217 | 14.03 | 199,535.59 | | |
| FORTUM OYJ | 34,261 | 21.12 | 723,592.32 | | |
| NATURGY ENERGY GROUP SA | 15,593 | 23.05 | 359,418.65 | | |
| TERNA | 89,107 | 5.66 | 505,058.47 | | |

| | | | | | |
|------------------|-----------------------------|---------|------------|----------------------------------|--|
| 小計 | 銘柄数 | 38 | | 13,346,216.62 (1,608,085,640) | |
| | 組入時価比率 | 23.2% | | 23.5% | |
| 英ボンド | BP | 59,524 | 5.23 | 311,608.14 | |
| | ROYAL DUTCH SHELL B | 5,856 | 25.45 | 149,064.48 | |
| | BERKELEY GP.HDG.UNITS | 2,962 | 38.55 | 114,185.10 | |
| | PERSIMMON | 3,655 | 20.65 | 75,475.75 | |
| | TAYLOR WIMPEY PLC | 49,531 | 1.73 | 85,936.28 | |
| | PETS AT HOME GROUP PLC | 39,066 | 2.03 | 79,538.37 | |
| | SAINSBURY (J) | 73,452 | 2.03 | 149,254.46 | |
| | BRITISH AMERICAN TOBACCO | 13,743 | 30.20 | 415,107.31 | |
| | TATE & LYLE | 50,476 | 7.57 | 382,406.17 | |
| | ASTRAZENECA | 7,538 | 63.59 | 479,341.42 | |
| | GLAXOSMITHKLINE | 56,597 | 16.53 | 935,887.99 | |
| | IG GROUP HOLDINGS PLC | 22,275 | 5.75 | 128,170.35 | |
| | ADMIRAL GROUP PLC | 24,500 | 22.21 | 544,145.00 | |
| | DIRECT LINE INSURANCE GROUP | 103,565 | 3.31 | 342,800.15 | |
| | LANCASHIRE HOLDINGS LTD | 15,301 | 6.97 | 106,724.47 | |
| | LEGAL & GENERAL | 209,275 | 2.69 | 563,577.57 | |
| | PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC | 12,841 | 7.20 | 92,480.88 | |
| | SIRIUS REAL ESTATE LTD | 178,767 | 0.66 | 119,416.35 | |
| | VODAFONE GROUP PLC | 252,674 | 1.31 | 332,923.26 | |
| | NATIONAL GRID PLC | 19,235 | 8.40 | 161,708.64 | |
| SEVERN TRENT PLC | 9,981 | 20.40 | 203,612.40 | | |
| SSE PLC | 31,954 | 11.65 | 372,264.10 | | |
| 小計 | 銘柄数 | 22 | | 6,145,628.64 (830,212,972) | |
| | 組入時価比率 | 12.0% | | 12.1% | |
| スイスフラン | APG SGA SA | 278 | 258.00 | 71,724.00 | |
| | NESTLE 'R' | 5,799 | 102.72 | 595,673.28 | |
| | NOVARTIS 'R' | 8,740 | 91.60 | 800,584.00 | |
| | ROCHE HOLDINGS GSH. | 913 | 263.80 | 240,849.40 | |
| | BANQUE CANTONALE VAUDOISE | 315 | 746.00 | 234,990.00 | |
| | CEMBRA MONEY BANK AG | 1,388 | 97.45 | 135,260.60 | |
| | SWISS RE LTD | 4,165 | 95.96 | 399,673.40 | |
| | ZURICH INSURANCE GROUP AG | 2,535 | 348.10 | 882,433.50 | |
| 小計 | 銘柄数 | 8 | | 3,361,188.18 (369,159,297) | |
| | 組入時価比率 | 5.3% | | 5.4% | |
| スウェーデンクローナ | ADAPTEO OYJ | 8,406 | 120.00 | 1,008,720.00 | |
| | TELIA COMPANY AB | 110,512 | 42.65 | 4,713,336.80 | |
| 小計 | 銘柄数 | 2 | | 5,722,056.80 (65,689,212) | |
| | 組入時価比率 | 0.9% | | 1.0% | |
| ノルウェークローネ | EQUINOR ASA | 37,341 | 165.20 | 6,168,733.20 | |
| | OCEAN YIELD ASA | 58,712 | 53.70 | 3,152,834.40 | |
| | MOWI ASA | 24,920 | 221.50 | 5,519,780.00 | |
| | ORKLA ASA | 25,387 | 76.06 | 1,930,935.22 | |
| | ATEA ASA | 30,630 | 116.00 | 3,553,080.00 | |
| | TELENOR | 20,760 | 174.85 | 3,629,886.00 | |
| 小計 | 銘柄数 | 6 | | 23,955,248.82 (299,919,715) | |
| | 組入時価比率 | 4.3% | | 4.4% | |
| デンマーククローネ | SPAR NORD BANK A/S | 16,636 | 60.50 | 1,006,478.00 | |
| | TRYG A/S | 9,986 | 208.40 | 2,081,082.40 | |
| 小計 | 銘柄数 | 2 | | 3,087,560.40 (49,833,224) | |
| | 組入時価比率 | 0.7% | | 0.7% | |
| オーストラリアドル | CSR LTD | 45,029 | 4.30 | 193,624.70 | |
| | TRANSURBAN GROUP | 53,134 | 15.27 | 811,356.18 | |
| | G8 EDUCATION LTD | 41,784 | 2.74 | 114,488.16 | |

| | | | | | |
|------------|---------------------------------------|---------|--------|----------------------------------|--|
| | HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD | 46,505 | 4.45 | 206,947.25 | |
| | WESFARMERS LIMITED | 9,947 | 39.30 | 390,917.10 | |
| | COCA-COLA AMATIL | 95,849 | 10.51 | 1,007,372.99 | |
| | SONIC HEALTHCARE LTD | 44,128 | 27.87 | 1,229,847.36 | |
| | AUS.AND NZ.BANKING GP. | 33,604 | 27.65 | 929,150.60 | |
| | GENWORTH MORTGAGE INSURANCE | 76,085 | 3.08 | 234,341.80 | |
| | NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD | 10,162 | 28.33 | 287,889.46 | |
| | WESTPAC BANKING | 36,056 | 28.39 | 1,023,629.84 | |
| | MACQUARIE GROUP LTD | 4,085 | 129.31 | 528,231.35 | |
| | SUNCORP-METWAY LTD | 61,648 | 13.40 | 826,083.20 | |
| | TELSTRA CORP LTD | 283,905 | 3.86 | 1,095,873.30 | |
| | AUSNET SERVICES | 301,477 | 1.81 | 547,180.75 | |
| 小計 | 銘柄数 | 15 | | 9,426,934.04 (711,827,789) | |
| | 組入時価比率 | 10.3% | | 10.4% | |
| ニュージーランドドル | AIR NEW ZEALAND LTD | 100,000 | 2.75 | 275,000.00 | |
| | SPARK NEW ZEALAND LTD | 278,773 | 3.88 | 1,083,033.10 | |
| | GENESIS ENERGY LTD | 56,177 | 3.44 | 193,248.88 | |
| | MERIDIAN ENERGY LTD | 304,591 | 4.99 | 1,519,909.09 | |
| 小計 | 銘柄数 | 4 | | 3,071,191.07 (222,784,200) | |
| | 組入時価比率 | 3.2% | | 3.3% | |
| 香港ドル | SITC INTERNATIONAL HOLDINGS CO LTD | 141,000 | 8.02 | 1,130,820.00 | |
| | SANDS CHINA LTD | 24,000 | 40.55 | 973,200.00 | |
| | HSBC HOLDINGS PLC | 88,000 | 64.70 | 5,693,600.00 | |
| | VTECH HOLDINGS LTD | 30,900 | 69.75 | 2,155,275.00 | |
| | POWER ASSETS HOLDINGS LTD | 64,000 | 57.95 | 3,708,800.00 | |
| 小計 | 銘柄数 | 5 | | 13,661,695.00 (189,214,475) | |
| | 組入時価比率 | 2.7% | | 2.8% | |
| シンガポールドル | COMFORTDELGRO | 295,300 | 2.77 | 817,981.00 | |
| | DBS GROUP | 27,100 | 26.65 | 722,215.00 | |
| | VENTURE CORP. | 8,000 | 15.78 | 126,240.00 | |
| | SINGAPORE TELECOM | 202,300 | 3.46 | 699,958.00 | |
| | KEPPEL INFRASTRUCTURE TRUST | 242,900 | 0.50 | 122,664.50 | |
| 小計 | 銘柄数 | 5 | | 2,489,058.50 (197,382,339) | |
| | 組入時価比率 | 2.9% | | 2.9% | |
| 合計 | | | | 6,843,093,221 (6,574,544,591) | |

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2019年8月末日現在

| | |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 2,023,663,695円 |
| 負債総額 | 4,757,900円 |
| 純資産総額(-) | 2,018,905,795円 |
| 発行済口数 | 2,599,175,263口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.7767円 |
| (1万口当たり純資産額) | (7,767円) |

<参考情報>

「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」

2019年8月末日現在

| | |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 6,593,100,285円 |
| 負債総額 | 96,135,347円 |
| 純資産総額(-) | 6,496,964,938円 |
| 発行済口数 | 2,618,249,186口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 2.4814円 |
| (1万口当たり純資産額) | (24,814円) |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

| | | |
|---------|---------|------------|
| 本書作成日現在 | 資本金の額 | 12億円 |
| | 発行株式総数 | 9,000,000株 |
| | 発行済株式総数 | 2,400,000株 |

直近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

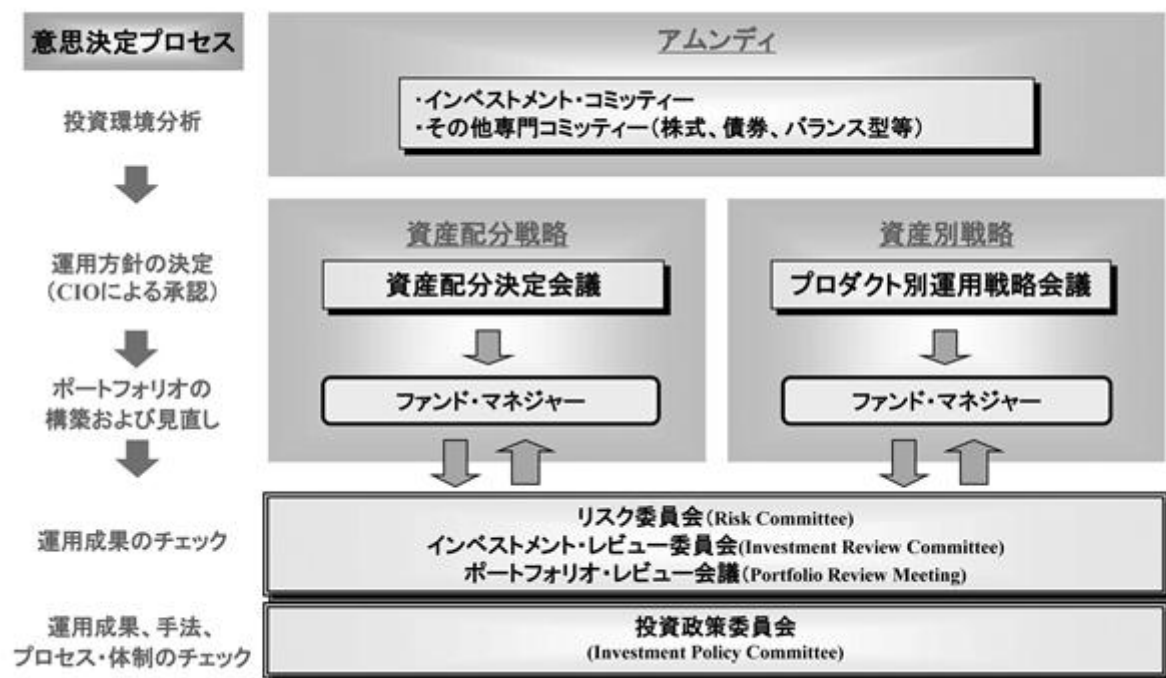
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に行います。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

営業の概況

令和元年7月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

| 種 類 | 本 数 | 純 資 産 (百 万 円) |
|-----------|-----|------------------|
| 単位型株式投資信託 | 9 | 42,857 |
| 追加型株式投資信託 | 166 | 1,928,087 |
| 合計 | 175 | 1,970,945 |

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度に係る中間会計期間(平成31年1月1日から令和元年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第 37 期 (平成29年12月31日) | | 第 38 期 (平成30年12月31日) | |
|------------|-------------------------|------------|-------------------------|------------|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金・預金 | | 9,010,675 | | 10,638,816 |
| 前払費用 | | 67,557 | | 60,736 |
| 未収入金 | | 12,500 | | 65,940 |
| 未収委託者報酬 | | 2,801,064 | | 3,362,163 |
| 未収運用受託報酬 | *1 | 1,505,200 | *1 | 834,156 |
| 未収投資助言報酬 | | 4,663 | | 4,292 |
| 未収収益 | *1 | 377,628 | *1 | 849,057 |
| 繰延税金資産 | | 314,900 | | 326,171 |
| 立替金 | | 96,577 | | 79,351 |
| その他 | | 69 | | 874 |
| 流動資産合計 | | 14,190,834 | | 16,221,555 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物(純額) | *2 | 93,483 | *2 | 83,123 |
| 器具備品(純額) | *2 | 103,175 | *2 | 81,044 |
| 有形固定資産合計 | | 196,658 | | 164,167 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | 38,852 | | 33,524 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 4,806 | | - |
| 商標権 | | 845 | | 835 |
| 無形固定資産合計 | | 44,503 | | 34,359 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 金銭の信託 | | 309,607 | | 303,324 |
| 投資有価証券 | | 126,784 | | 119,938 |
| 関係会社株式 | | 84,560 | | 84,560 |
| 長期未収入金 | | 1,000 | | - |
| 長期差入保証金 | | 218,142 | | 207,299 |
| ゴルフ会員権 | | 60 | | 60 |
| 前払年金費用 | | 8,553 | | - |
| 貸倒引当金 | | 1,000 | | - |
| 投資その他の資産合計 | | 747,707 | | 715,182 |
| 固定資産合計 | | 988,868 | | 913,708 |
| 資産合計 | | 15,179,702 | | 17,135,263 |

(単位：千円)

| | 第 37 期 (平成29年12月31日) | 第 38 期 (平成30年12月31日) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | 991 | - |
| 預り金 | 1,259,125 | 95,842 |
| 未払償還金 | 686 | 686 |
| 未払手数料 | 1,363,261 | 1,699,255 |
| 関係会社未払金 | 243,647 | 397,289 |
| その他未払金 | *1 152,555 | *1 586,484 |
| 未払費用 | 412,172 | 311,469 |
| 未払法人税等 | 163,910 | 168,056 |
| 未払消費税等 | 103,501 | 88,126 |
| 賞与引当金 | 672,011 | 656,427 |
| 役員賞与引当金 | 116,143 | 152,398 |
| 流動負債合計 | 4,488,002 | 4,156,033 |
| 固定負債 | | |
| 繰延税金負債 | 11,885 | 5,479 |
| 退職給付引当金 | 11,320 | 55,750 |
| 賞与引当金 | 26,132 | 39,672 |
| 役員賞与引当金 | 54,701 | 112,090 |
| 資産除去債務 | 60,483 | 61,573 |
| 固定負債合計 | 164,521 | 274,565 |
| 負債合計 | 4,652,523 | 4,430,598 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,200,000 | 1,200,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 1,076,268 | 1,076,268 |
| その他資本剰余金 | 1,542,567 | 1,542,567 |
| 資本剰余金合計 | 2,618,835 | 2,618,835 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 110,093 | 110,093 |
| その他利益剰余金 | 6,592,764 | 8,779,534 |
| 別途積立金 | 1,600,000 | 1,600,000 |
| 繰越利益剰余金 | 4,992,764 | 7,179,534 |
| 利益剰余金合計 | 6,702,856 | 8,889,626 |
| 株主資本合計 | 10,521,691 | 12,708,462 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 5,488 | 3,796 |
| 評価・換算差額等合計 | 5,488 | 3,796 |
| 純資産合計 | 10,527,179 | 12,704,665 |
| 負債純資産合計 | 15,179,702 | 17,135,263 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第 37 期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日) | 第 38 期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 9,227,981 | 14,079,514 |
| 運用受託報酬 | 2,140,210 | 2,026,382 |
| 投資助言報酬 | 8,461 | 1,327 |
| その他営業収益 | 773,256 | 1,777,330 |
| 営業収益合計 | 12,149,908 | 17,884,553 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 5,427,725 | 8,372,463 |
| 広告宣伝費 | 63,731 | 106,771 |
| 調査費 | 500,592 | 627,420 |
| 委託調査費 | 343,347 | 804,809 |
| 委託計算費 | 14,801 | 20,065 |
| 通信費 | 38,276 | 41,206 |
| 印刷費 | 68,664 | 181,299 |
| 協会費 | 21,264 | 28,774 |
| 営業費用合計 | 6,478,400 | 10,182,806 |
| 一般管理費 | | |
| 役員報酬 | 150,777 | 168,290 |
| 給料・手当 | 1,845,556 | 2,136,270 |
| 賞与 | - | 1,000 |
| 役員賞与 | 6,596 | 77,093 |
| 交際費 | 11,133 | 16,006 |
| 旅費交通費 | 64,237 | 86,612 |
| 租税公課 | 85,622 | 114,831 |
| 不動産賃借料 | 141,367 | 189,354 |
| 賞与引当金繰入 | 512,522 | 625,996 |
| 役員賞与引当金繰入 | 67,500 | 81,615 |
| 退職給付費用 | 95,770 | 219,000 |
| 固定資産減価償却費 | 39,898 | 53,706 |
| 商標権償却 | 195 | 310 |
| 福利厚生費 | 226,612 | 330,201 |
| 諸経費 | 174,049 | 337,402 |
| 一般管理費合計 | 3,421,834 | 4,437,686 |
| 営業利益 | 2,249,675 | 3,264,061 |
| 営業外収益 | | |
| 有価証券利息 | 191 | 54 |
| 有価証券売却益 | 5,282 | 321 |
| 受取利息 | 144 | 229 |
| 為替差益 | 81,187 | - |
| 雑収入 | 1,290 | 9,596 |
| 営業外収益合計 | 88,093 | 10,200 |
| 営業外費用 | | |
| 有価証券売却損 | - | 99 |
| 特別退職金 | 7,058 | - |
| 支払利息 | 410 | 75 |
| 為替差損 | - | 35,861 |
| 雑損失 | 4,457 | 0 |
| 営業外費用合計 | 11,926 | 36,035 |
| 経常利益 | 2,325,843 | 3,238,227 |
| 税引前当期純利益 | 2,325,843 | 3,238,227 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 919,528 | 1,065,036 |

| | | |
|---------|-----------|-----------|
| 法人税等調整額 | 179,042 | 13,580 |
| 法人税等合計 | 740,485 | 1,051,456 |
| 当期純利益 | 1,585,357 | 2,186,770 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | 1,542,567 | 2,618,835 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | 1,542,567 | 2,618,835 |

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 利益剰余金 | | | | 株主資本 合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 110,093 | 1,600,000 | 9,362,094 | 11,072,186 | 14,891,021 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 5,954,687 | 5,954,687 | 5,954,687 |
| 当期純利益 | | | 1,585,357 | 1,585,357 | 1,585,357 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | 4,369,330 | 4,369,330 | 4,369,330 |
| 当期末残高 | 110,093 | 1,600,000 | 4,992,764 | 6,702,856 | 10,521,691 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 679 | 679 | 14,891,701 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 5,954,687 |
| 当期純利益 | | | 1,585,357 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 4,808 | 4,808 | 4,808 |
| 当期変動額合計 | 4,808 | 4,808 | 4,364,522 |
| 当期末残高 | 5,488 | 5,488 | 10,527,179 |

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | 1,542,567 | 2,618,835 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 （純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | 1,542,567 | 2,618,835 |

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 利益剰余金 | | | | 株主資本 合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 110,093 | 1,600,000 | 4,992,764 | 6,702,856 | 10,521,691 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | | | 2,186,770 | 2,186,770 | 2,186,770 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 （純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | 2,186,770 | 2,186,770 | 2,186,770 |
| 当期末残高 | 110,093 | 1,600,000 | 7,179,534 | 8,889,626 | 12,708,462 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 5,488 | 5,488 | 10,527,179 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | | | 2,186,770 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 （純額） | 9,284 | 9,284 | 9,284 |
| 当期変動額合計 | 9,284 | 9,284 | 2,177,486 |
| 当期末残高 | 3,796 | 3,796 | 12,704,665 |

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

器具備品 4年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(3)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

7. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

平成34年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

| | 第37期 (平成29年12月31日) | 第38期 (平成30年12月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 未収収益 | 152,512 千円 | 162,554 千円 |
| その他未払金 | 92,102 千円 | 502,438 千円 |

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

| | 第37期 (平成29年12月31日) | 第38期 (平成30年12月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 89,844 千円 | 100,561 千円 |
| 器具備品 | 208,275 千円 | 207,284 千円 |

（損益計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 (千株) | 増加 (千株) | 減少 (千株) | 当事業年度末 (千株) |
|-------|-----------------|------------|------------|----------------|
| 普通株式 | 2,400 | - | - | 2,400 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成29年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | | |
|-----|----------|-------------|
| (イ) | 配当金の総額 | 300,000千円 |
| (ロ) | 1株当たり配当額 | 125.00円 |
| (ハ) | 基準日 | 平成29年 3月31日 |
| (ニ) | 効力発生日 | 平成29年 6月23日 |

平成29年12月13日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | | |
|-----|----------|-------------|
| (イ) | 配当金の総額 | 5,654,687千円 |
| (ロ) | 1株当たり配当額 | 2,356.12円 |
| (ハ) | 基準日 | 平成29年 3月31日 |
| (ニ) | 効力発生日 | 平成29年12月13日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 (千株) | 増加 (千株) | 減少 (千株) | 当事業年度末 (千株) |
|-------|-----------------|------------|------------|----------------|
| 普通株式 | 2,400 | - | - | 2,400 |

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第37期(平成29年12月31日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金 | 9,010,675 | 9,010,675 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 2,801,064 | 2,801,064 | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 1,505,200 | 1,505,200 | - |
| (4) 金銭の信託 | 309,607 | 309,607 | - |
| (5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 | 126,784 | 126,784 | - |
| 資産計 | 13,753,331 | 13,753,331 | - |
| (1) 未払手数料 | 1,363,261 | 1,363,261 | - |
| 負債計 | 1,363,261 | 1,363,261 | - |

第38期(平成30年12月31日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金 | 10,638,816 | 10,638,816 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 3,362,163 | 3,362,163 | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 834,156 | 834,156 | - |
| (4) 未収収益 | 849,057 | 849,057 | - |
| (5) 金銭の信託 | 303,324 | 303,324 | - |
| (6) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 | 119,938 | 119,938 | - |
| 資産計 | 16,107,455 | 16,107,455 | - |
| (1) 未払手数料 | 1,699,255 | 1,699,255 | - |
| 負債計 | 1,699,255 | 1,699,255 | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

（単位：千円）

| 区分 | 第37期(平成29年12月31日) | 第38期(平成30年12月31日) |
|--------|-------------------|-------------------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 関係会社株式 | 84,560 | 84,560 |

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(平成29年12月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金 | 9,010,675 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 2,801,064 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,505,200 | - | - | - |
| 合計 | 13,316,940 | - | - | - |

第38期(平成30年12月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金 | 10,638,816 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 3,362,163 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 834,156 | - | - | - |
| 未収収益 | 849,057 | - | - | - |
| 合計 | 15,684,192 | - | - | - |

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第37期(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(平成30年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第37期(平成29年12月31日)

| 区分 | 種類 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------|--------------|------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | 418,157 | 426,131 | 7,973 |
| | 小計 | 418,157 | 426,131 | 7,973 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | 10,324 | 10,260 | 64 |
| | 小計 | 10,324 | 10,260 | 64 |
| 合計 | | 428,481 | 436,391 | 7,909 |

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第38期(平成30年12月31日)

| 区分 | 種類 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------|--------------|------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | 6,194 | 7,948 | 1,754 |
| | 小計 | 6,194 | 7,948 | 1,754 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | 422,541 | 415,315 | 7,226 |
| | 小計 | 422,541 | 415,315 | 7,226 |
| 合計 | | 428,735 | 423,263 | 5,472 |

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

| 種類 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|-------|-------------|-----------------|-----------------|
| 金銭の信託 | 222,937 | 10,327 | 6,299 |
| 投資信託 | 12,161 | 1,257 | 3 |

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

| 種類 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|-------|-------------|-----------------|-----------------|
| 金銭の信託 | - | - | - |
| 投資信託 | 2,781 | 321 | 99 |

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | 第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日) | | 第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日) | |
|--------------|--|--|--|--|
| | | | | |
| 退職給付引当金の期首残高 | 20,397 | | 2,767 | |
| 退職給付費用 | 65,050 | | 179,620 | |
| 退職給付の支払額 | - | | 11,320 | |
| 制度への拠出額 | 82,680 | | 115,316 | |
| 退職給付引当金の期末残高 | 2,767 | | 55,750 | |

(千円)

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | 第37期 (平成29年12月31日) | | 第38期 (平成30年12月31日) | |
|---------------------|-----------------------|--|-----------------------|--|
| | | | | |
| 積立型制度の退職給付債務 | 669,970 | | 746,598 | |
| 年金資産 | 678,524 | | 692,897 | |
| | 8,553 | | 53,700 | |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 11,320 | | 2,050 | |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,767 | | 55,750 | |
| 退職給付に係る負債 | 11,320 | | 55,750 | |
| 退職給付に係る資産 | 8,553 | | - | |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,767 | | 55,750 | |

(千円)

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 65,050千円 当事業年度 179,620千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度30,720千円、当事業年度39,380千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第37期 (平成29年12月31日) | 第38期 (平成30年12月31日) |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用否認額 | 83,244 千円 | 84,650 千円 |
| 未払事業税 | 30,157 千円 | 32,910 千円 |
| 賞与引当金等損金算入限度超過額 | 215,384 千円 | 213,145 千円 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 847 千円 | 10,046 千円 |
| 減価償却資産 | 4,429 千円 | 4,237 千円 |
| 資産除去債務 | 17,110 千円 | 18,854 千円 |
| その他有価証券評価差額金 | - | 1,676 千円 |
| 未払事業所税 | 2,194 千円 | 2,417 千円 |
| その他 | - | 2,834 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 353,364 千円 | 370,769 千円 |
| 評価性引当額 | 38,464 千円 | 44,597 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 314,900 千円 | 326,171 千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 繰延資産償却額 | 794 千円 | 1,838 千円 |
| 資産除去債務会計基準適用に伴う有形 固定資産計上額 | 4,659 千円 | 3,642 千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,422 千円 | - |
| その他 | 4,010 千円 | - |
| 繰延税金負債合計 | 11,885 千円 | 5,479 千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 303,015 千円 | 320,692 千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第37期(平成29年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

第38期(平成30年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び法人税等調整額への影響は軽微です。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | 第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日) | 第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日) |
|-----------------|--|--|
| 期首残高 | 59,677 千円 | 60,483 千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - 千円 | - 千円 |
| 時の経過による調整額 | 806 千円 | 1,091 千円 |
| 期末残高 | 60,483 千円 | 61,573 千円 |

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）及び第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

| 日本 | ルクセンブルグ | その他 | 合計 |
|------------|-----------|---------|------------|
| 10,338,094 | 1,002,861 | 808,953 | 12,149,908 |

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| 日本 | ルクセンブルグ | その他 | 合計 |
|------------|-----------|-----------|------------|
| 15,251,769 | 1,392,882 | 1,239,902 | 17,884,553 |

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称 | 委託者報酬 | 関連するセグメント名 |
|--------------------------------|-----------|--------------------------------|
| SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド | 2,436,481 | 投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務 |
| 日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎 月決算コース） | 1,940,743 | 投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務 |

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の 名称 | 所在地 | 資本金又 は出資金 | 事業の内 容又は職 業 | 議決権 の所有 (被所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|-------------------------|-------------|---------------------|-------------------|---------------------------|------------|------------------------------|--|--------------|------|--------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 親 会 社 | アムンディ アセットマ ネジメント | フランス パリ市 | 1,086,263 (千ユーロ) | 投資 顧問業 | (被所有) 間接100% | なし | 投資信託、 投資顧問 契約の再 委託等 | 情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1 | 423,995 | 未収収益 | 152,512 |

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|---------------------|---------|-----------------|-----------|---------------|--------|--------|----------|----------|----------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 兄弟会社 | アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー | ルクセンブルグ | 6,805 (千ユーロ) | 投資顧問業 | なし | なし | 運用再委託 | 運用受託報酬*1 | 646,446 | 未収運用受託報酬 | 371,129 |

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社(非上場)

アムンディ アセットマネジメント(非上場)

アムンディ(ユーロネクスト パリに上場)。

クレディ・アグリコル・エス・エー(ユーロネクスト パリに上場)

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------------|---------|---------------------|-----------|----------------|--------|------------------|---------------------------|----------|--------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | アムンディ アセットマネジメント | フランスパリ市 | 1,086,263 (千ユーロ) | 投資顧問業 | (被所有)間接100% | なし | 投資信託、投資顧問契約の再委任等 | 情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)*1 | 720,243 | 未収収益 | 162,554 |
| | | | | | | | | 委託調査費等の支払など*2 | 593,092 | その他未払金 | 502,438 |

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|---------------------|---------|------------------|-----------|----------------|--------|--------|----------------------------|----------|----------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 兄弟会社 | アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー | ルクセンブルグ | 17,786 (千ユーロ) | 投資顧問業 | なし | なし | 運用再委託 | 運用受託報酬 *1 | 512,886 | 未収運用受託報酬 | 120,829 |
| | | | | | | | | 情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1 | 881,652 | 未収収益 | 634,534 |

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社(非上場)

アムンディ アセットマネジメント(非上場)

アムンディ(ユーロネクスト パリに上場)

クレディ・アグリコル・エス・エー(ユーロネクスト パリに上場)

(1株当たり情報)

| | 第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日) | 第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日) |
|--------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 4,386.32 円 | 5,293.61 円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 660.57 円 | 911.15 円 |

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日) | 第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日) |
|------------------|--|--|
| 当期純利益(千円) | 1,585,357 | 2,186,770 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 1,585,357 | 2,186,770 |
| 期中平均株式数(千株) | 2,400 | 2,400 |

(重要な後発事象)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

| | | 当中間会計期間末 (令和元年6月30日) |
|------------|----|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 10,829,733 |
| 前払費用 | | 76,323 |
| 未収入金 | | 35,910 |
| 未収委託者報酬 | | 3,105,705 |
| 未収運用受託報酬 | | 464,284 |
| 未収投資助言報酬 | | 2,614 |
| 未収収益 | | 784,620 |
| 立替金 | | 68,588 |
| その他 | | 523 |
| 流動資産合計 | | 15,368,300 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | *1 | |
| 建物(純額) | | 77,758 |
| 器具備品(純額) | | 75,438 |
| 有形固定資産合計 | | 153,197 |
| 無形固定資産 | *1 | |
| ソフトウェア | | 34,234 |
| 商標権 | | 675 |
| 無形固定資産合計 | | 34,909 |
| 投資その他の資産 | | |
| 金銭の信託 | | 301,460 |
| 投資有価証券 | | 110,546 |
| 関係会社株式 | | 84,560 |
| 長期差入保証金 | | 209,794 |
| ゴルフ会員権 | | 60 |
| 繰延税金資産 | | 218,499 |
| 投資その他の資産合計 | | 924,919 |
| 固定資産合計 | | 1,113,025 |
| 資産合計 | | 16,481,325 |

(単位：千円)

| | 当中間会計期間末 (令和元年6月30日) |
|--------------|-------------------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 預り金 | 143,569 |
| 未払償還金 | 686 |
| 未払手数料 | 1,609,604 |
| 関係会社未払金 | 106,521 |
| その他未払金 | 218,008 |
| 未払費用 | 378,616 |
| 未払法人税等 | 76,325 |
| 未払消費税等 | 45,901 |
| 賞与引当金 | 341,901 |
| 役員賞与引当金 | 117,063 |
| 流動負債合計 | 3,038,195 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 54,322 |
| 賞与引当金 | 43,096 |
| 役員賞与引当金 | 108,225 |
| 資産除去債務 | 62,127 |
| 固定負債合計 | 267,771 |
| 負債合計 | 3,305,966 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 1,200,000 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 1,076,268 |
| その他資本剰余金 | 1,542,567 |
| 資本剰余金合計 | 2,618,835 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 110,093 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | 1,600,000 |
| 繰越利益剰余金 | 7,648,162 |
| 利益剰余金合計 | 9,358,254 |
| 株主資本合計 | 13,177,089 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,730 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,730 |
| 純資産合計 | 13,175,359 |
| 負債純資産合計 | 16,481,325 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| | | 当中間会計期間 |
|--------------|----|---------------|
| | | (自平成31年 1月 1日 |
| | | 至令和元年 6月30日) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 6,291,082 |
| 運用受託報酬 | | 804,703 |
| 投資助言報酬 | | 1,818 |
| その他営業収益 | | 802,134 |
| 営業収益合計 | | 7,899,737 |
| 営業費用 | | 4,583,258 |
| 一般管理費 | *1 | 2,621,400 |
| 営業利益 | | 695,078 |
| 営業外収益 | *2 | 63,488 |
| 営業外費用 | *3 | 45,702 |
| 経常利益 | | 712,864 |
| 税引前中間純利益 | | 712,864 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 142,955 |
| 法人税等調整額 | | 101,282 |
| 法人税等合計 | | 244,237 |
| 中間純利益 | | 468,628 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | 1,542,567 | 2,618,835 |
| 当中間期変動額 | | | | |
| 中間純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | |
| 当中間期変動額合計 | | | | |
| 当中間期末残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | 1,542,567 | 2,618,835 |

| | 株主資本 | | | | |
|-----------------------|---------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| | | | | | |
| 当期首残高 | 110,093 | 1,600,000 | 7,179,534 | 8,889,626 | 12,708,462 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 中間純利益 | | | 468,628 | 468,628 | 468,628 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | | | 468,628 | 468,628 | 468,628 |
| 当中間期末残高 | 110,093 | 1,600,000 | 7,648,162 | 9,358,254 | 13,177,089 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 3,796 | 3,796 | 12,704,665 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 中間純利益 | | | 468,628 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 2,066 | 2,066 | 2,066 |
| 当中間期変動額合計 | 2,066 | 2,066 | 470,694 |
| 当中間期末残高 | 1,730 | 1,730 | 13,175,359 |

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|---------|
| 建物 | 15年～18年 |
| 器具備品 | 4年～15年 |

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

*1 固定資産の減価償却累計額

| | |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 324,768千円 |
| 無形固定資産 | 86,035千円 |

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

*1 減価償却実施額

| | |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 19,730千円 |
| 無形固定資産 | 8,115千円 |

*2 営業外収益のうち主要なもの

| | |
|----------|----------|
| 賞与引当金戻入額 | 57,456千円 |
|----------|----------|

*3 営業外費用のうち主要なもの

| | |
|------|----------|
| 為替差損 | 45,452千円 |
|------|----------|

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 (千株) | 増加(千株) | 減少(千株) | 当中間会計期間末 (千株) |
|-------|-----------------|--------|--------|------------------|
| 普通株式 | 2,400 | - | - | 2,400 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

（2）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------|------------|------------|----|
| (1) 現金・預金 | 10,829,733 | 10,829,733 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 3,105,705 | 3,105,705 | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 464,284 | 464,284 | - |
| (4) 未収収益 | 784,620 | 784,620 | - |
| (5) 金銭の信託 | 301,460 | 301,460 | - |
| (6) 投資有価証券 其他有価証券 | 110,546 | 110,546 | - |
| 資産計 | 15,596,348 | 15,596,348 | - |
| (1) 未払手数料 | 1,609,604 | 1,609,604 | - |
| 負債計 | 1,609,604 | 1,609,604 | - |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

| 区分 | 中間貸借対照表計上額（千円） |
|--------|----------------|
| 関係会社株式 | 84,560 |

(注3) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

（単位：千円）

| 区分 | 種類 | 取得原価 | 中間貸借対照表計上額 | 差額 |
|------------------------|------------|---------|------------|-------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | 105,152 | 109,253 | 4,101 |
| | 小計 | 105,152 | 109,253 | 4,101 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | 309,348 | 302,753 | 6,595 |
| | 小計 | 309,348 | 302,753 | 6,595 |
| 合計 | | 414,500 | 412,006 | 2,494 |

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|----------|
| 期首残高 | 61,573千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | -千円 |
| 時の経過による調整額 | 553千円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | -千円 |
| 当中間会計期間末残高 | 62,127千円 |

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本 | ルクセンブルグ | その他 | 合計 |
|-----------|---------|---------|-----------|
| 6,728,282 | 631,559 | 539,895 | 7,899,737 |

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称 | 委託者報酬 | 関連するセグメント名 |
|-------------------------------|-----------|--------------------------------|
| SMBC・アムンディ プロテクト&ス イッチファンド | 1,065,329 | 投資運用業及び投資助言・代理業並びにこ れらの附帯業務 |

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

当中間会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

1株当たり純資産額 5,489円73銭

1株当たり中間純利益 195円26銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益 468,628千円

普通株主に帰属しない金額 -千円

普通株式に係る中間純利益 468,628千円

期中平均株式数 2,400千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

| 名 称 | 資 本 金 の 額 (平成31年3月末日現在) | 事 業 の 内 容 |
|---------------|----------------------------|--|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |

(2) 販売会社

| 名 称 | 資 本 金 の 額 (平成31年3月末日現在) | 事 業 の 内 容 |
|----------|----------------------------|--------------------|
| 株式会社但馬銀行 | 5,481百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

再信託受託会社の概要

名 称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資 本 金 : 10,000百万円（平成31年3月末日現在）

業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

| | |
|------------|-----------------|
| 令和元年6月4日 | 臨時報告書 |
| 平成31年4月25日 | 有価証券報告書・有価証券届出書 |
| 平成31年3月5日 | 臨時報告書 |

独立監査人の監査報告書

平成31年3月4日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

| | |
|--------------------|-------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 鶴田 光夫 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 久保 直毅 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和元年9月4日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）の平成31年1月26日から令和元年7月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）の令和元年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和元年8月30日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の令和元年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。